

諸外国における大口信用供与等規制 に係る調査

平成 24 年 6 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

はじめに

近年の金融危機において、世界でも有数の大規模金融機関が破綻したり、破綻寸前に至った際に、このような大規模な金融機関の破綻が、グローバル規模の金融安定に対して及ぼすリスクが明らかになった。

さらに、規模が大きく、システミックな重要性を持つ金融会社の間では、与信取引や店頭デリバティブ取引を通じた相互関連性が高いために、1社が破綻すると、その取引相手である他の金融機関も深刻な危機に直面するという事態も生じた。

そのため、各国金融監督庁においては、金融機関の同一人に対する信用供与額に一定の制限を設ける大口信用供与規制により信用リスクの集中を避け、金融機関の健全性を確保しようとしており、特に米国や欧州においてはより一層の規制の見直しが行われているところである。

本件は、そのような欧米各国における大口信用供与等の規制及び運用について、金融庁の依頼を受けて三菱UFJリサーチ&コンサルティングが文献調査及び欧米各国の監督庁へのヒアリング調査（現地、電話、メール等）により実施したものである。

なお、今回ご協力いただいた各国の監督庁は以下のとおりである。

- ・ 米国 通貨監督庁（OCC）
- ・ 米国 連邦準備制度理事会（FRB）
- ・ 英国 金融サービス機構（FSA）
- ・ ドイツ 連邦金融サービス監督庁（BaFin）
- ・ フランス 金融健全性規制監督機構（ACP）

目 次

米国.....	1
1. 国法銀行に対する大口信用供与等.....	1
(1) 与信上限	1
(2) 規制対象	3
(3) 与信上限の算出方法	13
(4) 大口信用供与に係る監督の状況	17
(5) 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用	19
(6) 大口信用供与等規制についての考え方	19
(7) その他の信用集中規制について	19
2. システミックな重要性を持つ金融会社.....	20
(1) 与信上限	20
(2) 規制対象	21
(3) 算出方法	30
(4) 大口信用供与に係る監督の状況	41
(5) 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用	42
(6) 大口信用供与等規制についての考え方	42
(7) その他の信用集中規制について	42
英国.....	43
(1) 与信上限	43
(2) 規制対象	43
(3) 算出方法	60
(4) 大口信用供与に係る監督の状況	66
(5) 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用	67
(6) 大口信用供与等規制についての考え方	68
(7) その他の信用集中規制について	68
ドイツ	69
(1) 与信上限	69
(2) 規制対象	70
(3) 算出方法	80
(4) 大口信用供与に係る監督の状況	84
(5) 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用	86

(6)	大口信用供与等規制についての考え方	86
(7)	その他の信用集中規制について	86

フランス..... 87

(1)	与信上限	87
(2)	規制対象	89
(3)	与信上限の算出方法	97
(4)	大口信用供与に係る監督の状況	103
(5)	外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用	104
(6)	大口信用供与等規制についての考え方	104
(7)	その他の信用集中規制について	105

米国

米国の大口信用供与について、本件では1. 国法銀行に対する大口信用供与規制と、2. 新たにノンバンク金融会社や銀行持株会社に対して導入が検討されている大口信用供与規制についてとりあげている。

1. 国法銀行に対する大口信用供与等

国法銀行に対する大口信用供与等規制は、主に国法銀行法（National Banking Act）の貸出上限条項（12 USC §84）、および同法に基づいて通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency：以下、OCC という）が制定する規則（12 CFR Part32 Lending Limits）に基づいて行われている¹。

（1）与信上限

① 一般的な与信上限

（a）受信者単体に対する与信上限

1つの借用人（borrower）に対する国法銀行の総信用供与残高は、銀行の資本および剰余金の15%を超えてはならない。

総信用供与残高のうち、資本および剰余金の15%を超える部分について、容易に売却可能な担保²によって全額が保全されていれば、与信上限の10%の上積みが認められる（12 USC §84(a)）。

（b）企業グループに対する与信上限

企業グループ（corporate group）³への貸出に対しては、受信者単体に対する与信上限とは別に、グループ全体を対象として資本および剰余金の50%という上限が適用される（12 CFR §32.5(d)）。

¹ 本報告書における法律の訳文は全て当社（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）による仮訳である。

² 担保として認められるものについては「（3）③信用リスク削減手法の勘案」の項を参照のこと。

³ 企業グループの範囲については、「（2）②受信側の規制対象」の項を参照のこと。

② 与信上限の特例

(a) 特別な与信上限が適用される与信

以下の(1)～(4)に該当する信用供与は、一般的な与信上限(15%+10%)とは別に、それぞれの上限値までの与信が可能である(12 CFR §32.3(b))。法令上、(1)～(4)は併用が可能であり、すべてを併用すると資本および剰余金の90%まで与信が可能ということになる。しかし実際にはOCCが、健全性の原則に照らして妥当な上限内に収まるよう指導を行っており、90%に達していることはないとのことである。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 運送証券等によって保全された信用供与： | 35% |
| (2) 消費者向けの割賦債権の割引から生じる信用供与： | 10% |
| (3) 家畜の所有権又は第一抵当権によって保全された信用供与： | 10% |
| (4) 乳牛の売買書類の割引から生じる信用供与： | 10% |

OCCによると、これらの与信上限の特例は、国法銀行法の成立(1864年)以来の歴史的な経緯の中で、その時々政治的な要請に応じて設けられたものであるとのことであった。

(b) 居住用不動産貸付、小規模事業者貸付、小規模農業貸付への与信上限

居住用不動産貸付、小規模事業者貸付、小規模農業貸付については、一般的な与信上限および上記(a)の(1)～(4)に適用される与信上限とは別に、資本および剰余金の10%(ただし、州法がこれより低い上限値を設定している場合には、州法の上限値を適用)までの与信が可能である(12 CFR §32.7(a))。

ただし、これらの特例を利用する場合に、1つの借用人に対する与信総残高は、資本と剰余金の25%を超えてはならない。また、これらの特例を利用して銀行が行う信用供与額の総額(すべての受信者に対するもの)は、資本と剰余金の100%を上限とする。

(2) 規制対象

① 与信側の規制対象

(a) 規制対象となる金融機関

規制の対象となる金融機関は国法銀行 (national banking association) である (12 USC §84(a))。

(b) 単体ベース／連結ベースでの適用

与信上限が適用されるのは、国法銀行本体と、銀行業務又は銀行付随業務を行う国内の子会社 (domestic operating subsidiaries) による与信の合計である (12 CFR §32.1(c))。

1) 合算の範囲

子会社 (operating subsidiaries) とは、国法銀行が所有又は支配する会社 (corporation)、有限責任会社 (limited liability company : LLC)、又は同様の事業体で、通貨監督庁 (Office of the Comptroller of Currency : OCC) から銀行が直接に行うことのできる銀行業務、又は銀行付随業務を行う認可を得ているものをいい、金融子会社 (financial subsidiary) ⁴は含まない (12 CFR §5.34)。

国法銀行が他の会社を「所有又は支配」しているとみなされるのは、以下の要件による (12 CFR §5.34(2))。

- ・ 銀行が議決権付き株式又は同様の持分の 50% 超を保有している。
- ・ 他に議決権付き株式の 50% 超 (又は銀行による持株比率超) を保有する者が存在せず、銀行が支配力を行使している。

このようなケースにおいて、OCC は銀行に当該子会社への投資認可を付与する際に、銀行の子会社に対する支配に実効性があるか否かについてのレビューを行う。

2) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

米国の会計基準では子会社の連結基準として、一般に形式的支配基準 (50% 超の議決権の所有) が用いられる。実質支配力基準は、特定目的会社等に関する場合を除き、一般には用いられない。

⁴ 金融子会社とは、銀行業務以外の金融業務 (証券業務など) を行う認可を OCC から得ている子会社をいう (12 USC §24a、12 CFR §5.39)

したがって、大口信用供与等規制における与信側の合算基準と米国会計基準との異同についてまとめると、次のようになる。

- ・ 形式的支配基準としての議決権所有比率は米国会計基準と共通である。
- ・ 米国会計基準では実質支配力基準は一般的には用いられないが、大口信用供与規制における与信側の合算については、議決権所有比率が50%以下であっても、銀行が実効的な支配力を有している場合には合算範囲に含まれる。

3) 合算の範囲に海外子会社が含まれるか

合算される子会社は国内子会社のみで、海外子会社は含まれない（12 CFR §32.1(c)）。

② 受信側の規制対象

(a) 同一の受信者とみなされる範囲

1) 企業グループに対する与信

企業グループ（corporate group）に属する企業には、個々の企業に対する与信上限（資本および剰余金の10%+15%）と共に、グループ全体に対する与信上限（資本および剰余金の50%）も適用される（12 CFR §32.5(d)）。

企業グループに含まれるのは、本体およびすべての子会社である。子会社とは、当該企業の議決権付き証券又は議決権付き所有権の50%超を、直接又は間接に保有、あるいは受益者として保有しているものをいう（12 CFR §32.5(d)）。

2) 実態面での同一性がある受信者への与信

受信者と第三者との間に実態面での同一性があると判断される場合には、当該取引における与信額を、受信者への信用供与残高と第三者への信用供与残高にそれぞれ加算する（12 CFR §32.5(a)～(c)）。

受信者と第三者との間に実態面での同一性があると判断されるのは、以下のような場合である。

- ・ 第三者の「直接的利益（direct benefit）のための与信」の場合（12 CFR §32.5(b)）。

貸付金、又はその貸付金によって購入された資産が第三者に移転している場合をいう。ただし、信義に従って行われる独立当事者間取引（bona fide arm's length transaction）において、貸付金を用いて財産、物品又はサービスを取得する場合は除く。

- ・ 以下のように、受信者と第三者の間に共同事業（common enterprise）

が存在すると考えられる場合（12 CFR §32.5(c)）。

- (1) 受信者と第三者の想定される返済原資が同一であり、かつ、どちらも借入金（借り手の他の債務も含める）を完済できるだけの他の収入源を有していない場合。

なお、以下の(2)項に該当する場合を除き、共通の雇用者から支払われる賃金・給与は、本段落でいう返済原資としては扱われない。

- (2) 貸出や信用供与が以下の(i)、(ii)の条件をともに満たしている場合。

- (i) 受信者と第三者が、共通の支配⁵を通じて直接又は間接に関係しあっていること（一方が他方を直接又は間接に支配している場合を含む）。

- (ii) 受信者と第三者の間に、実質的な財政面での相互依存性が存在すること。

なお、受信者と第三者のいずれか一方の年間総収入又は総支出の 50%以上が他方との取引に由来するものである場合、両者の間には実質的な財政面での相互依存性が存在するとみなされる。

- (3) 受信者と第三者とが銀行から借り入れた資金によって、同じ企業の議決権付証券又は議決権付所有権（voting interest）の合わせて 50%以上を取得する場合。
- (4) 特定の取引についての事実や状況の分析に基づき、OCC が共同事業が存在すると判断した場合。

(b) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

1) 企業グループの範囲

米国会計基準での連結範囲（議決権の 50%超を保有）と同一である。

2) 実態面での同一性が認められる範囲

受信者と第三者との間に支配関係があることは、実態面での同一性があると判断される基準のひとつとなっている。この際、支配関係の有無を判断す

⁵ 「共通の支配」とは、受信者と第三者がともに、同一の者によって支配されていることをいう。なお、支配関係が存在するとみなされるのは以下のような場合である（12 CFR §32.2(g)）。

(1) 25%以上の議決権を有している。

(2) 取締役、信託受託者、または同様の機能を果たす者の過半数を選出することができる。

(3) 経営や方針に関して、支配的な影響を行使する力がある。

る基準は議決権の 25%保有とされており、米国会計基準での連結範囲よりも広範囲となっている。

(c) 規制の実効性確保について

OCC によると、通常、受信者と第三者との関係は明白であることが多く、銀行が同一性を認識できるか否かが問題になることは少ないとのことである。OCC では、受信者間の同一性が事後的に判明した場合、銀行はその時点で速やかに両者の総信用供与残高への加算を行うという運用を行っている。

受信者側の合算範囲の適切性について、OCC では、銀行に対するオンサイト検査の際に実態を確認して判断している。なお、OCC では、監督対象となる銀行の規模に応じて、担当検査官（中堅銀行、大規模銀行）や、ポートフォリオ・マネージャー（小規模銀行、外国銀行支店）を置き、特に中堅以上の銀行については担当検査官を常駐させて（大規模銀行では専門別に数名以上配置）で、継続的な監督を実施する体制をとっているとのことである。

③ 「信用供与（エクスポージャー）」の範囲

(a) 法令上の規定

国法銀行法でのエクスポージャーの範囲は限定列举式ではなく、包括的な規定となっている（12 USC §84(b)(1)）。

コミットメント契約（(B)項）やデリバティブ取引等（(C)項）は、ドッド=フランクリン法によってエクスポージャーの範囲に追加された（Pub.L.111-203, title VI, §610(a),(c)）。

国法銀行法での「貸出および信用供与」の定義は次のとおりである。

12 USC §84(b) 定義

(1) 「貸出および信用供与」とは、次のものを含む。

- (A) 資金を返済するという借用人の義務に基づく、あるいは借用人又はその代理人が抵当に入れた特定の財産によって返済可能な、直接・間接の資金の貸付
- (B) 通貨監督官の指定する範囲で、国法銀行が契約上のコミットメントに基づき、ある者に対して、あるいはある者に代わって行う資金の貸付義務
- (C) 国法銀行とある者との間で行われるデリバティブ取引、レポ取引、リバースレポ取引、又は証券貸借取引により生じる、取引相手に対する信用エクスポージャー

また、OCC 規則では、「貸出および信用供与」は次のように定義されている。

12 CFR § 32.2(k) 貸出および信用供与

「貸出と信用供与」(loans and extensions of credit) とは、資金を返済するという借用人の義務に基づく、あるいは借用人が抵当に入れた特定の財産によって返済可能な、銀行による借用人への、あるいは借用人に代わっての直接・間接の資金の貸付をいい、以下のものを含む。

- (i) コミットメント契約（支払保証やスタンドバイ信用状を含む）
- (ii) CP の割引による振出人又は裏書人としての義務
- (iii) 買戻契約付の有価証券購入。ただし、購入側の銀行がコントロールする、あるいは担保権を設定している Type I 証券⁶の買戻契約付購入は除く。
- (iv) 銀行による第三者発行手形の買戻契約付購入。
- (v) 当座貸越（同日中に資金受取がなされる日中オーバードラフトは除く）
- (vi) 連邦準備銀行預け金（フェデラル・ファンド）の満期 1 日以上売却。ただし、継続的な契約の下、1 日以下の満期で売却されるフェデラル・ファンドは除く。
- (vii) 全部又は一部を貸倒償却（charge off）した貸付又は信用供与。
ただし、以下のものは除く。
 - (A) 破産免責によって執行不可能であるもの。
 - (B) 時効又は司法決定によって、法的に執行できないもの。
 - (C) その他の理由によって、法的に執行できないもの（執行不可能であることを示す十分な記録を銀行が保持している場合に限る）。

(b) エクスపోージャーへの該当有無

1) 社債・CP

融資目的で保有する場合は、エクスపోージャーに該当する。

なお、自己勘定取引のために保有する社債や CP には、与信上限ではなく、投資上限（Tier 1+2+貸倒引当金の 10%）が適用される（12 USC § 24(Seventh), 12 CFR § 1.3(c)）。

2) 未使用のコミットメント枠

エクスపోージャーに該当する。

前述のとおり、コミットメント契約はドッド=フランク法によってエクス

⁶ Type I 証券については、表 1（8 ページ）を参照のこと。

ポージャーの範囲に追加された (Pub.L.111-203, title VI, §610(a),(c))。

3) トレーディング勘定における取引

自己勘定取引の目的でトレーディング勘定に保有する有価証券に対しては、与信上限ではなく、投資上限 (表 1 を参照) が適用される (12 USC § 24(Seventh), 12 CFR § 1.3(c))。

有価証券以外のトレーディング勘定取引は、エクスポージャーに該当する。

表 1 証券種別別の投資上限

証券種別	摘要	同一の債務者が発行する証券の保有上限
Type I 証券	- 米合衆国の負債 - 米国政府機関が発行、付保、あるいは保証している負債 - 第三者に対する貸付債権への持分を表す、米国政府機関が発行する負債 - 州又は下級行政機関の負債 - その他、国法銀行による自己売買や引受が認められている負債 - その他、OCC が指定する証券	上限なし
Type II 証券	- 州又は下級行政機関が、住宅、大学、寄宿舎等の目的で発行する負債 (Type I 証券に該当しないもの) - 国際機関や多国間開発銀行の負債 - その他、国法銀行による自己売買や引受が認められている負債で、1 債務者あたり銀行の資本および剰余金の 10% までという上限の対象となっているもの - その他、OCC が指定する証券	資本および剰余金の 10%
Type III 証券	Type I, II, IV, V のいずれにも該当しない証券 (社債、地方公共債など)	資本および剰余金の 10%
TypeIV 証券	- 小規模事業者関連の証券 (格付を得ているもの、あるいは多数の債務者に対する貸付債権プールを裏付とするもの) - 商業不動産貸付関連の証券 (格付、不動産への抵当権等に関する条件を満たしているもの)	上限なし ただし格付の低い小規模事業者関連証券は、資本及び剰余金の

	の) ・ 居住用不動産貸付関連の証券（格付に関する条件を満たしているもの）	25%
Type V 証券	・ 以下の条件を満たす証券 － 格付を得ている － 売却可能である － Type IV 証券に該当しない － 多数の債務者に対する貸付債権プールの持分によって完全に保全されており、国法銀行による直接投資が可能であるもの	資本および剰余金の 25%

(12 CFR §1.2, 1.3)

4) インターバンクにおける貸付

エクスポージャーに該当する。

ただし、次のごく短期の取引は除外される（12 CFR § 32.2(k)）。

- － 同日中に資金受取がなされる日中オーバードラフト
- － 継続的な契約の下、1 日以下の満期で売却される連邦準備銀行預け金（フェデラル・ファンド）

5) 他の銀行に対する預金

法令上の定義からは該当するが、OCC では運用上は、他の銀行に対する預金をエクスポージャーに含めていない。

6) 他国の親会社等に対する預け金

グループ内取引に対しては与信上限の適用はないが、連邦準備法に基づくグループ内取引制限の適用がある。

④ **適用除外となる受信者**

以下の受信者に対するエクスポージャーは、与信上限の適用対象外となる。

- ・ 合衆国政府・政府機関および 100% 国有の企業（直接保有又は間接保有）。これらの機関による保証を受けている貸出も適用対象外となる（12 USC §84(c)(5)）。
- ・ 州政府やその下級行政機関への信用供与。これらの機関による保証を受けている貸出についても、適用対象外となる（12 CFR §32.3(c)(5)）。
- ・ 学生ローン・マーケティング協会（12 USC §84(c)(10)）。

また、公的な産業振興機関（工場設備（医療施設を含む）を建設し、事業者に賃

貸するために創設された公的機関) やリース会社への信用供与は、所定の条件を満たしていれば、これらの機関からリースを受ける賃借人への信用供与とみなされるため、これらの機関自体は与信上限の適用対象とならない (12 CFR § 32.3(c)(9)(10))。

清算機関へのエクスポージャーについての法令上の規定はないが、OCC では実務上、清算機関へのエクスポージャーに対して与信上限を適用していない。

⑤ グループ内与信の取扱い

(a) グループ内与信に関する特例の有無

国法銀行のグループ内信用供与に対し、与信上限は適用されない (12 CFR §32.1(c))。

ただし、国法銀行を含めた連邦準備制度加盟銀行に対しては別途、連邦準備法に基づくグループ内取引制限がある (12 USC §371c(a))。

- ・ 1つの関連会社に対しては、与信を含めた対象取引の総額が、加盟銀行の資本金および剰余金の10%を超えてはならない。
- ・ 関連会社すべてについて、対象取引の総額が、加盟銀行の資本金および剰余金の20%を超えてはならない。

ここで、対象取引とは以下のものをいう (12 USC §371c(b)(7))。

- (A) 関連会社への貸出又は信用供与。
- (B) 関連会社が発行する有価証券の購入、又はこれへの投資。
- (C) 関連会社からの資産の購入。買戻し契約付きの購入を含む。ただし、FRBの命令や規則によって、個別に適用を除外される不動産や個人財産の購入は除く。
- (D) いずれかの者ないし会社に対する貸出や信用供与の担保として、関連会社が発行する有価証券を受け取ること。
- (E) 関連会社に代わって、保証 (guarantee)、手形引受 (acceptance)、又は信用状を発行すること。裏書やスタンドバイ信用状も含む。

また、「資本および剰余金」としては、以下の(1)～(3)の合計を用いる (12 CFR §223.3(d))。

- (1) 加盟銀行の Tier 1 および Tier 2 資本
- (2) Tier 2 に含まれていない貸倒引当金
- (3) 対象取引に該当している加盟銀行から子会社への投資額 (自己資本規制上は、控除しなければならないもの)

(b) 特例の対象となるグループ企業の範囲

上記(a)のグループ内取引制限の対象となるのは、加盟銀行とその関連会社(affiliate)との取引である。関連会社とは、以下の(1)～(12)に該当する会社をいう(12 USC §371c(b)(1), 12 CFR §223.2(a))。

- (1) 銀行の親会社。
- (2) 銀行の親会社が支配する会社。
- (3) 銀行又はその親会社を直接又は間接に支配する株主(受益者としての場合も含む)によって、あるいはその株主のために直接又は間接に支配されている会社。
- (4) 銀行、又は銀行を支配する会社の取締役の過半数を構成する者によって、取締役の過半数が占められている会社。
- (5) 銀行、銀行の子会社、又は関連会社が、契約ベースでスポンサーとなり、助言を行っている会社(不動産投資信託を含む)。
- (6) 銀行やその関連会社が投資顧問を務める投資会社、又は銀行やその関連会社が投資顧問を務め、議決権付き株式又は総資本の合計 5%以上を保有している投資基金。
- (7) 銀行の子会社である預金受入機関。
- (8) 銀行の金融子会社。
- (9) 銀行の持株会社が、直接又は間接に、持分の 15%以上を保有又は支配している会社。
 - ・ ただし、持株会社が FRB に対し、当該会社を支配していないと示すことができれば、当該会社は関連会社に含まれない。
 - ・ 以下のような場合も、関連会社に含まれない。
 - － 持株会社の取締役、役職者、職員が、当該会社の取締役、信託受託者、ゼネラルパートナーを務めていない。
 - － 持株会社とは関連のない者が、当該会社の株主資本を、持株会社よりも多く保有又は支配しており、持株会社の 1 名超の取締役や職員が、当該会社の取締役や信託受託者を務めていない。
 - － 持株会社とは関連のない者が、当該会社の議決権付き株式の 50%以上を保有又は支配しており、持株会社の 1 名超の取締役や職員が、当該会社の取締役や信託受託者を務めていない。
- (10) 銀行又は関連会社がゼネラルパートナーを務める、あるいは銀行又は関連会社の取締役、役職者、職員がゼネラルパートナーを務めているパートナーシップ。
- (11) (1)～(10)に該当する会社の子会社。
- (12) その他、当該取引によって銀行やその子会社が損失を被るような関係にある

と FRB が規則や命令によって決定した会社。

⑥ 金融機関間与信の取扱い

金融機関間の与信は、以下のようなごく短期の取引を除き、一般の信用供与と同様に与信上限の対象となる。

- ー 同日中に資金受取がなされる日中オーバードラフト
- ー 継続的な契約の下、1 日以下の満期で売却される連邦準備銀行預け金（フェデラル・ファンド）

(12 CFR §32.2(k))

ただし、緊急の事態が存在し、他の金融機関（商業銀行、貯蓄銀行、信託会社、貯蓄組合、信用組合）を援助するよう要請を受け、OCC が当該貸付の実施を承認した場合には、当該金融機関への貸出又は信用供与が与信上限の対象から除外される（12 USC § 84(c)(7)、12 CFR § 32.3(c)(7)）。

(3) 与信上限の算出方法

① エクスポートの額の算出方法

(a) オンバランス項目

OCCによると、実際に貸付られた元本額を用いるとのことである。

(b) オフバランス項目

OCCによると、実際に貸し付けられた元本額、又は契約上の与信上限額を用いるとのことである。

(c) デリバティブ取引

国法銀行は、デリバティブ取引におけるエクスポージャーの額を、内部モデル方式、換算係数マトリックス方式 (Conversion Factor Matrix Method)、残存期間方式 (Remaining Maturity Method) のいずれかの方法によって算出する。

- 内部モデル方式

現在の信用エクスポージャーと、OCC の認可を得た内部モデルに基づいて算出した将来の潜在的信用エクスポージャーとの和をデリバティブ取引のエクスポージャーとする。

- 換算係数マトリックス方式

元本額に、取引実行から満期までの期間および参照資産に応じて設定された換算係数を適用して、将来の潜在的信用エクスポージャーを算出する。

- 残存期間方式

マーク・トゥ・マーケットによる取引の現在価値又は 0 (いずれか大きいほう) に、以下の値を加える。

- ー 名目取引額
- ー 残存期間 (年換算)
- ー 参照資産別に設定された係数

(d) トレーディング勘定とバンキング勘定との算出方法の違い

取引をトレーディング勘定とバンキング勘定のどちらに計上するかによって、算出方法の違いが生じることはない。

② 自己資本の定義

国法銀行に対する大口信用供与規制上の自己資本である「資本 (capital) および剰余金 (surplus)」としては、以下の(1)、(2)の合計を用いる (12 CFR §32.2(b))。

- (1) 銀行が 12 U.S.C.161 に基づいて提出した「状況と収入に関する連結報告 (Consolidated Report of Condition and Income)」で報告したとおりの、OCC のリスクベース資本基準をもとに算出された、Tier 1 と Tier 2 の資本。
- (2) OCC 宛て報告 (call report) で報告したとおりの、Tier 2 に含まれない貸付およびリース取引に関する貸倒引当金 (allowance for loan and lease losses) の残高。

③ 信用リスク削減手法の勘案

(a) 金融資産担保

1) 勘案可能な金融資産担保

以下の条件に該当する金融資産を、担保として勘案することができる (12 CFR §32.2(n))。

- ・ 通常の市場条件のもとで、妥当な迅速さで、公正な価格で売却可能な金融商品および金。
ここで、公正な価格とは、入札による実際の取引での相場、又はこれと同じように入手できる日次の売り／買い呼び値に基づいて決定される価格をいう。
- ・ 銀行が担保の完全な担保物権を有しており、担保の市場価額が、信用供与総額のうち与信上限 (15%) を上回っている部分と同額以上であるもの。

2) 金融資産担保の勘案方法

1 つの借り手に対する総信用供与残高のうち 15% の与信上限を超えている部分の全額が(a)項の条件に該当する担保によって保全されていれば、資本および剰余金の 10% まで追加して与信を行うことができる (12 USC §84(a)(2))。

(b) 不動産担保

1) 勘案可能な不動産担保

銀行が完全な一次抵当権を設定している 1~4 世帯向けの住宅は、担保として勘案することが可能である。ただし、このような住宅を担保とする与信の場合、信用供与額は貸付実行時の担保評価額の 80% 以下でなければならない

い (12 CFR §32.7(a))。

2) 不動産担保の勘案方法

不動産担保によって保全されていれば、一般の与信上限（15%）に追加して、資本および剰余金の 10%までの信用供与を行うことができる。ただし、国法銀行の本店が所在する州の州法において、当該州の州法銀行に対し、(a) 項の条件に該当する住宅担保貸付又は無担保貸付について 15%+10%よりも低い上限値を設定している場合には、州法の与信上限が上限となる。(12 CFR §32.7(a))。

(c) 自行預金担保

与信者である銀行の分別された預金口座によって保全されている貸出や信用供与は、与信上限の適用対象とならない (12 CFR §32.3(c)(6))。

(d) その他の担保

以下の 1)~3)に該当する動産担保で保全されている信用供与は、一般の与信上限に追加して、それぞれに設定された上限までの信用供与を行うことができる。

1) 運送証券等

船荷証券、倉庫証券、あるいは容易に売却可能な主要産物の所有権を移転又は保全するその他の証券は、以下の条件を満たしていれば勘案することができる。

- ・ 債権を保全する産物の市場価格が常時、債権額の 115%以上であること。
- ・ 債権を保全する産物に付保することが習慣的である場合には、完全に保険でカバーされていること。

上記の証券によって保全されている場合、一般の与信上限に加え、35%の追加与信が可能である (12 CFR §32.3(b)(1))。

2) 家畜の所有権又は第一抵当権

家畜の所有権又は第一抵当権によって保全されている場合、一般の与信上限に加え、10%の追加与信が可能である (12 CFR §32.3(b)(3))。

3) 家畜の価値によって保全されている乳牛の売買書類

家畜の価値によって保全されている乳牛の売買書類によって保全されている場合、一般の与信上限に加え、10%の追加与信が可能である (12 CFR §32.3(b)(4))。

(e) 債務保証

1) 勘案可能な債務保証

合衆国政府・政府機関および 100% 国有の企業、又は州政府やその下級行政機関による保証のみ、勘案することができる (12 USC §84(c)(5)、12 CFR §32.3(c)(5))。

2) 債務保証の勘案方法

(a)項に該当する保証提供者による保証を受けている貸出や信用供与は、与信上限の適用対象とならない (12 USC §84(c)(5)、12 CFR §32.3(c)(5))。

(f) 信用デリバティブ

信用デリバティブは、勘案可能な信用リスク削減手段として認められていない。

(4) 大口信用供与に係る監督の状況

① 大口信用供与に関する当局への報告義務

法令上、大口信用供与については特段の報告義務はない。

OCCによると、銀行に対しては、与信取引が適正であることや、その安全性・健全性について OCC に示すことができるよう、正確な帳簿や記録を整備し、報告を行うことができるようにしておくことを求めている。

② 与信上限超過時の対応

(a) 当局が超過を認識する方法

上限超過については、継続的監督⁷や検査のような監督プロセスにおいて把握する。

(b) 上限を超えた金融機関に対する措置

与信実施時には与信上限内であったものの、以下の理由によって上限を超過してしまった場合は、「不充足 (nonconforming)」として扱われ、即座に違反 (violation) とされることはない。ただし、銀行は是正に向けた措置をとらなければならない、このような措置をとらない場合には「安全・健全な営業行為 (safe and sound banking practices)」に反するものとみなされ、違反行為となる (12 CFR §32.6)。

一時的な超過が認められる理由は、次のようなものである。

- ・ 銀行の資本減少
- ・ 借用人の合併や共同事業の立ち上げ
- ・ 銀行の合併
- ・ 貸出上限や資本要求に関する規則の変更

加えて、与信実施時には与信上限内であったものの、担保価値の減少によって上限を超過してしまった場合も、やはり「不充足」として扱われる。この場合、銀行は原則として暦日 30 日以内に信用供与残高を上限内に収めなければならないとされている (12 CFR §32.6)。

大口信用供与規制をどの程度厳格に実施するかは、事態の深刻度による。大口与信の不適切な取扱いが大きなリスクにつながる場合には、行政措置 (排除命令) の対象になりうる。

⁷ OCC による継続的監督については、6 ページをご参照。

【非常時における特別な与信上限の適用】

金融市場の安定に係る危機的な状況などの非常事態の際には、OCC は事前に承認を与えた銀行に対し、特別な一時的与信上限を適用することができる (12 CFR §32.8)。

＜特別な一時的与信上限が認められる条件＞

- ・ 非常事態に対処するために、そのような貸出や信用供与が不可欠であること。
- ・ 短期間であること。
- ・ 与信額が、OCC が妥当と認める期間・方法によって減少していくこと。
- ・ 許容できないリスクを抱えていないこと。

本特例を適用する際には、OCC はオンサイト検査の強化等によって、上記の条件が守られているかについての監視・監督を実施する。もっとも、本特例は最近導入されたもので、利用例はあまりない。

③ 規制の潜脱に対する対応

検査官の間での情報共有や同僚評価 (peer review) などによって、規制潜脱の察知に向けた対応を行っている。

(5) 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用

与信上限は、外国銀行支店に対しても適用される（12 CFR §28.13(a)）。

与信上限の対象となる総信用供与額としては、米国内のすべての支店（連邦免許支店および州免許支店）による信用供与額の合計を用いる（12 CFR §28.14(c)）。

一方で資本としては、外国銀行本体（単体ベース）の資本の米ドル換算額を用いる（12 CFR §28.14(a)）。

外国銀行支店への与信上限の適用に関し、米国支店から本国の本店へのエクスポージャーが適用対象となるか否かについての明確な規定はない。しかし OCC によると、監督の現場においては、このような内部取引への与信上限の適用はおそらく行っていないだろうとのことであった。

(6) 大口信用供与等規制についての考え方

① 企業によるグループ再編の支障となる懸念

OCC によると、支障になるという認識はないとのことであった。

② バーゼルⅢ導入後の大口信用供与等規制の方向性

OCC によると、現時点では、大口信用供与等規制の内容を変更する考えはない、とのことであった。

③ 現在、改正を検討している事項

ドッド＝フランク法の大口信用供与規制に関する条項（第 610 条）の発効（2012 年 7 月 21 日）に伴い、OCC 規則も改正される予定である。改訂内容は、エクスポージャーの範囲の拡大（(2) ③項 エクスポージャーの範囲をご参照のこと）に伴う定義規定の変更、および新たに与信上限の対象となるデリバティブ取引や証券貸借取引のエクスポージャーの算出方法の追加となっている。また、この改正によって、国法銀行に対する大口信用供与規制と、貯蓄組合に対する大口信用供与規制とが一本化される。

その他に、現時点で改正を検討している事項はないとのことであった。OCC 規則（12 CFR Part32）の改正が必要になるか否かは、今後の立法動向によるとのことである。

(7) その他の信用集中規制について

全般的な与信集中リスクについては、自己資本比率規制の第 2 の柱の一環として監督を実施している（12 USC §1831p-1, 12 CFR part 30）。

2. システミックな重要性を持つ金融会社

米国では、大規模な金融機関の間での単一の取引相手に対する与信集中の問題を解決するため、2010年に成立したドッド=フランク法において、システミックな重要性を持つ金融会社に対する大口信用供与規制が導入されることになった。規制の詳細については、現在、連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board：以下、FRBという）において規則 YY（Regulation YY）の制定作業が進められている。

なお、ドッド=フランク法に基づく大口信用供与規制の施行は2013年7月21日以降とされている（12 USC § 5365(e)(7)）。また、FRBの判断により、最大でさらに2年間、施行開始を延期することもできる。

FRBに対する今回のヒアリングでも、規制の詳細については、終了したばかりのパブリックコメントを勘案した上で決定するとの回答が多く、本報告書の記載内容について、今後の変更がありうることはご留意いただきたい。

（1）与信上限

① 一般的な与信上限

FRBの監督を受けるノンバンク金融会社（nonbank financial company supervised by the Board of Governors、定義については「（2）①(a)規制対象となる金融機関」の項を参照のこと）、および連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社（bank holding company）は、関連のない会社（unaffiliated company）に対し、自社の株主資本と剰余金の25%を超える（もしくは、合衆国の金融安定に対するリスクを緩和するために必要であれば、FRBが規則によって定める25%よりも低い基準を超える）信用供与を行ってはならないとされている（12 USC §5365(e)(2)）。

(2) 規制対象

① 与信側の規制対象

(a) 規制対象となる金融機関

規制対象となるのは「FRB の監督を受けるノンバンク金融会社 (nonbank financial company supervised by the Board of Governors) 」と「連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社 (bank holding company) 」の 2 つである (12 USC §5365(a))。両者を総称して「システミックな重要性を持つ金融会社 (Systemically Important Financial Companies : 以下、SIFIs という)」という。

【FRB の監督を受けるノンバンク金融会社】

金融安定監督協議会 (Financial Stability Oversight Council : 以下、協議会という) は、米国のノンバンク金融会社における重大な財政的困難、あるいは当該金融会社の特性 (nature)、活動範囲 (scope)、規模 (scale)、集中度 (concentration)、相互関連性 (interconnectedness)、業務範囲 (mix of activities) が米国の金融安定に脅威を与えうると判断した場合に、理事本人による出席ベースで、議長の賛成票 (affirmative vote) を含めて投票権を持つ理事 (voting members) の 3 分の 2 以上の得票により、当該ノンバンク金融会社 (nonbank financial company) が FRB の監督を受けること、そしてドッド=フランク法による健全性基準の適用対象となるよう決定することができる (12 USC §5323(a))。このような個別指定を受けた金融会社が「FRB の監督を受けるノンバンク金融会社」である。

この判断を行うにあたり、協議会は以下のことを考慮するものとする。

- (A) 該当企業のレバレッジの範囲。
- (B) 該当企業のバランスシート外エクスポージャーの範囲とその特性。
- (C) 該当企業と、その他の重要なノンバンク金融会社 (nonbank financial companies) および重要な銀行持株会社 (bank holding companies) との取引や関係性の範囲と特性。
- (D) 家計、事業者、州政府および地方政府への信用供給源 (source of credit) として、そして米国の金融システムへの流動性供給源としての当該企業の重要性。
- (E) 低所得者、マイノリティ、あるいは十分な金融サービスが受けられない共同体への信用供給源としての当該企業の重要性と、その破綻によってこれらの共同体の資金借入可能性 (availability of credit) が受ける影響。
- (F) 当該会社によって運用されている資産 (assets) の範囲、および運用されている資産の所有権が拡散している範囲。
- (G) 当該企業の特性 (nature)、活動範囲 (scope)、規模 (scale)、集中度

(concentration)、相互関連性 (interconnectedness)、業務範囲 (mix of activities)。

- (H) 当該企業が 1 以上の第一義金融監督機関 (primary financial regulatory agencies) から既に受けている監督の度合い。
- (I) 当該企業の金融資産 (financial assets) の額と特性。
- (J) 当該企業の負債の額と特性。これには、短期資金調達 (short-term funding) への依存の度合いが含まれる。
- (K) 協議会が適切であると考え他のあらゆるリスクに関連する要素。

加えて、協議会は、外国のノンバンク金融会社についても、その重大な財政的困難、あるいは当該金融会社の特性、活動範囲、規模、集中度、相互関連性、業務範囲が米国の金融安定に脅威を与えうると判断した場合には、理事本人による出席ベースで、議長の賛成票を含めて投票権を持つ理事の 3 分の 2 以上の得票により、当該ノンバンク金融会社が FRB の監督を受けるよう決定することができる (12 USC §5323 (b))。

この判断を行うにあたり、協議会は以下のことを考慮するものとする。

- (A) 該当企業のレバレッジの範囲。
- (B) 該当企業の、合衆国に関連するバランスシート外エクスポージャーの範囲とその特性。
- (C) 該当企業の、その他の重要なノンバンク金融会社 (nonbank financial companies) および重要な銀行持株会社 (bank holding companies) との取引や関係性の範囲と特性。
- (D) 米国の家計、事業者、州政府および地方政府への信用供給源として、そして米国の金融システムへの流動性供給源 (liquidity) としての当該企業の重要性。
- (E) 低所得者、マイノリティ、あるいは十分な金融サービスが受けられない共同体への信用供給源としての当該企業の重要性と、その破綻によってこれらの共同体の資金借入可能性 (availability of credit) が受ける影響。
- (F) 当該会社によって運用されている資産 (assets) の範囲、および運用されている資産の所有権が拡散している範囲。
- (G) 当該企業の特性 (nature)、活動範囲 (scope)、規模 (scale)、集中度 (concentration)、相互関連性 (interconnectedness)、業務範囲 (mix of activities)。
- (H) 当該企業の母国において連結ベースで、当該国における同等の監督機関が管理、執行する健全性基準の適用を受けている度合い。
- (I) 当該企業の米国での金融資産 (financial assets) の額と特性。

- (J) 当該企業が米国における活動や運営（operation）の資金とするために用いた負債の額と特質。これには、短期資金調達への依存の度合いが含まれる。
- (K) 協議会が適切であると考え他のあらゆるリスクに関連する要素。

(b) 単体ベース／連結ベースでの適用

SIFIs に対する与信上限の適用にあたっては、同一の取引先に対する当該金融会社の子会社（subsidiaries）のエクスポージャーが合算される（規則 YY 案 第 252.94 条(a)）。

1) 合算の範囲

合算の範囲に含まれる「子会社」とは、SIFIs によって直接又は間接に支配（control）されている会社をいう（規則 YY 案 第 252.92 条(jj)）。ここで、「支配」とは次のように定義される（規則 YY 案 第 252.92 条(i)）。

- (1) 他の会社の議決権の 25%以上を保有するだけの議決権付き株式を所有、コントロール、又は保有している、
- (2) 他の会社の持分総額（total equity）の 25%以上を所有、又はコントロールしている、又は
- (3) 財務報告上の目的で、他の会社を連結していること。

2) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

米国の会計基準では、議決権の 50%超を保有している場合に子会社として連結対象となるが、SIFIs に対する大口信用供与規制では上記 1)のとおり、議決権又は持分総額の 25%以上の保有という支配基準を採用している。

議決権の 25%以上の保有という支配基準は、銀行持株法（Bank Holding Act）での支配基準に準じている。ただし、銀行持株法では形式的な支配基準に加え、実質的な支配関係が認められる場合にも子会社とみなすが、大口信用供与規制では実質支配力基準は採用していない。FRB によると、実質支配力基準は運用する上で不明確な点があるため、大口信用供与規制ではシンプルで客観的な基準を採用することにより、規制の適用を容易にしているとのことである。

なお、大口信用供与規制での連結先には「会計上の連結先」を含めているために、会社法や会計原則に基づいて連結対象となる会社はすべて、大口信用供与規制上の連結範囲にも含まれるようになっている。

3) 合算の範囲に海外子会社が含まれるか

海外子会社も合算に範囲に含まれ、大口信用供与規制の対象となる。

② 受信側の規制対象

(a) 同一の受信者とみなされる範囲

与信上限の適用対象となる「取引先 (counterparty)」として、同一とされる範囲は次のようになっている (規則 YY 案 第 252.92 条(k))。

- (1) 自然人に関しては、本人およびその肉親 (immediate family : 両親、兄弟姉妹、子ども、配偶者を指す概念)
- (2) 会社に関しては、会社とその子会社 (subsidiary) すべての合算。
- (3) アメリカ合衆国に関しては、合衆国およびそのすべての行政機関 (agencies and instrumentalities) の合算 (ただし州や、州の下級行政機関を含まない)
- (4) 州に関しては、州と州のすべての行政機関 (agencies and instrumentalities)、およびその下級行政機関 (あらゆる地方自治体を含む) の合算
- (5) 国外のソブリン (foreign sovereign entity) に関しては、国外のソブリンとそのすべての行政機関 (agencies and instrumentalities) および下級行政機関の合算

合算の範囲に含まれる「子会社」は、与信者側の場合と同じく、当該会社によって直接又は間接に支配 (control) されている会社をいう (規則 YY 案 第 252.92 条(jj))。ここで、「支配」とは次のように定義される (規則 YY 案 第 252.92 条(i))。

- (1) 他の会社の議決権の 25%以上を保有するだけの議決権付き株式を所有、コントロール、又は保有している、
- (2) 他の会社の持分総額 (total equity) の 25%以上を所有、又はコントロールしている、又は
- (3) 財務報告上の目的で、他の会社を連結している。

(b) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

与信者側の場合と同様である。23 ページを参照のこと。

(c) 規制の実効性確保について

FRB によると、同一の受信者として合算の対象に含めるか否かは客観的な基準によるため、金融機関、および監督機関である FRB が受信者の同一性について把握することは、十分に可能とのことである。

③ 「信用供与（エクスポージャー）」の範囲

(a) 法令上の規定

エクスポージャーの範囲について、ドッド＝フランク法では限定列举式にて規定している。ただし、FRB が規則によって、追加指定を行うことが可能となっている。

12 USC §5365(e) 与信集中制限

(3)信用エクスポージャー

1 つの会社に対する「信用エクスポージャー (credit exposure)」とは次のものをいう。

- (A) 貸出 (loans)、預金 (deposits)、信用枠 (lines of credit) を含む、あらゆる信用の供与
- (B) すべてのレポ取引およびリバースレポ契約、およびあらゆる有価証券貸借取引。
ただし、これらの取引によって、システミックな重要性を持つ金融会社への信用エクスポージャーが生じる範囲内に限る。
- (C) 会社に代わって発行するすべての支払保証 (guarantees)、手形引受、信用状 (letter of credit) (裏書やスタンドバイ信用状を含む)
- (D) 会社が発行する有価証券の購入又はこれへの投資
- (E) デリバティブ取引に関連するカウンターパーティ信用エクスポージャー
- (F) FRB が規則によってエクスポージャーと定める、あらゆる類似した取引

(b) エクスポージャーへの該当有無

1) 社債・CP

エクスポージャーに該当する。定義規定 (12 USC §5365(e)(3)) の(D)項にあたりと考えられる。

2) 未使用のコミットメント枠

コミットメント枠は定義規定 (12 USC §5365(e)(3)) の(A)項および(C)項にあたり、与信上限の対象となるエクスポージャーに該当する。

ただし、取引相手から担保の差し入れがなければ資金の提供が行われない仕組みになっている場合、未使用分の信用枠をエクスポージャーから控除することが可能である (規則 YY 案 § 252.95(c))。

この場合の担保としては、現金、米国債又は米国政府機関債、元本および

利息について FNMA・FHLMC による直接かつ全額の保証を受けている負債、FRB の定める米国政府支援機関が発行するその他の負債のみが認められる。

3) トレーディング勘定における取引

トレーディング勘定における取引とバンキング勘定における取引とを区別して取り扱うという規定はなく、どちらも同じように大口信用供与規制の対象となる。

4) インターバンクにおける貸付

受信者が金融機関である場合の例外規定はなく、他の与信対象の場合と同様に、大口信用供与規制の対象となる。

5) 他の銀行に対する預金

預金は定義規定 (12 USC §5365(e)(3)) の(A)項のとおり、エクスポージャーに含まれる。そのため、他の銀行に対する預金も、エクスポージャーに該当する。

6) 他国の親会社等に対する預け金

与信上限の対象となるのは「関連のない会社 (any unaffiliated company)」への信用供与とされており (12 USC §5365(e)(2))、グループ内の他企業への信用供与は規制対象に含まれない。

④ **適用除外となる受信者**

以下の与信取引は、与信上限の適用を免除される (規則 YY 案 第 252.97 条(a))。

- ・ 合衆国およびその行政機関 (agencies) に対する直接の請求権、および元本と利息とが、合衆国やその行政機関により直接かつ完全に保証されている請求権の一部。
- ・ 連邦住宅抵当公庫 (Federal National Mortgage Association) および連邦住宅金融抵当金庫 (the Federal Home Loan Mortgage Corporation) への直接の請求権、および元本と利息とが、これらの機関によって直接かつ完全に保証されている請求権の一部。ただし、連邦住宅金融局 (Federal Housing Finance Agency) による保全管理下 (conservatorship) 又は管財人管理下 (receivership) で機能しているものに限る。
また、FRB の定める米国政府支援機関が発行するその他の負債。
- ・ FRB が、公衆の利益になり、大口信用供与規制の目的 (purpose) にかなうと判断し、除外した取引。

また、あらゆる連邦住宅貸付銀行 (Federal home loan bank) への信用供与は、与信上限の適用対象にならない (12 USC § 5365(e)(6))。



なお、清算機関へのエクスポージャーは、適用除外対象にはなっていない。

⑤ グループ内与信の取扱い

(a) グループ内与信に関する特例の有無

与信上限の対象となるのは「関連のない会社 (any unaffiliated company)」への信用供与とされており (12 USC §5365(e)(2))、グループ内の他企業への信用供与は規制対象に含まれない。

(b) 特例の対象となるグループ企業の範囲

上記(a)のとおり、規制対象から除外されるグループ企業は、SIFIs の「関連会社 (affiliate)」である。

ここで「関連会社」とは、自社を支配 (control) している会社 (親会社)、自社の支配下 (under control) にある会社 (子会社)、又は自社と同一の支配下 (under common control) にある会社 (親会社の子会社、兄弟会社) のことをいう (規則 YY 案 第 252.92 条(b))。ここでの「支配 (control)」の定義は以下の(1)~(3)のとおりであり、これは与信側・受信側の合算の際の基準と同一である (規則 YY 案 第 252.92 条(i))。

- (1) 他の会社の議決権の 25%以上を保有するだけの議決権付き株式を所有、コントロール、又は保有している、
- (2) 他の会社の持分総額 (total equity) の 25%以上を所有、又はコントロールしている、又は
- (3) 財務報告上の目的で、他の会社を連結している。

⑥ 金融機関間与信の取扱い

与信対象が金融機関である場合の例外規定はなく、他の与信対象の場合と同様に、大口信用供与規制の対象となる。

金融機関間与信のうち、システミックな重要性を持つ金融会社の中でも特に規模の大きい会社 (major covered company) どうしの間で行われる信用供与については、FRB の規則により、さらに厳しい与信上限が設けられている。すなわち、連結ベースでの総資産が 5,000 億ドル以上の銀行持株会社、および FRB の監督を受けるノンバンク金融会社 (両者を総称して「特に規模の大きいシステミックな重要性を持つ金融会社」という) は、子会社による信用供与と合わせて、他の特に規模の大きいシステミックな重要性を持つ金融会社とその子会社のグループ、又は連結ベースでの総資産が 5,000 億ドル以上の外国金融機関とその子会社のグループ (両者を総称して「covered counterparty」という) に対し、連結ベースでの株主資本と剰余金の 10% を超える信用供与を行ってはならないとされている (規則 YY 案 第 252.93 条(b))。

金融機関間の与信を制限することによりかえって金融の安定が害されるという懸念の有無について、FRB によると、規則 YY のパブリックコメントでは、大口信用供与規制の適用により流動性の確保に関して支障が生じうることを懸念する意見も出ているということであった。そのため、FRB でもこの点に関する考慮はしており、シチュエーションによって適用除外を認めるような対応も考えうるが、まだ結論は出していないとのことである。

(3) 算出方法

① エクスポートの額の算出方法

与信上限の対象となるエクスポートとしては、信用供与取引の種類別に定められた算出方法に従って算出する「グロス信用エクスポート (gross credit exposure)」に対し、信用リスク削減手法の効果を勘案しての調整を加えた「ネット信用エクスポート」(net credit exposure)を用いる。(規則 YY 案 第 252.93 条、第 252.92 条(x))

信用供与取引の種類別のグロス信用エクスポートの算出方法は以下のとおりである(規則 YY 案 第 252.94 条(a))。

- (1) 規制対象会社から取引相手への貸出(および、規制対象会社が貸貸人となり、取引相手が賃借人となるリース取引)の価額：
取引において取引相手が規制対象会社に対して負っている債務の額
- (2) 規制対象会社が保有する、取引相手の発行する負債証券の価額：
以下の(i)、(ii)のうちいずれか大きいほうの額
 - (i) 売買目的有価証券、および売却可能有価証券の、アモチゼーションを行った購入価格又は市場価額
 - (ii) 満期保有目的有価証券の、アモチゼーションを行った購入価格
- (3) 規制対象会社が保有する、取引相手の発行する資本性証券の価額：
購入価格、市場価額のうち、いずれか大きいほうの額
- (4) レポ取引：
以下の(i)、(ii)の合計
 - (i) 規制対象会社から取引相手に移転された有価証券の市場価額
 - (ii) 有価証券の種類ごとに定められている担保価値削減率(表 2 参照)を、(i)の価額に乗じたもの
- (5) リバースレポ取引：
規制対象会社から取引相手に移転された現金額
- (6) 有価証券の借入取引：
担保金の額と、規制対象会社から取引相手に移転された担保有価証券の市場価額との合計
- (7) 有価証券の貸出取引：

以下の(i)、(ii)の合計

- (i) 規制対象会社から取引相手に貸し出された有価証券の市場価額。
- (ii) 有価証券の種類ごとに定められている担保価値削減率(表2参照)を、
(i)の価額に乗じたもの

- (8) 規制対象会社が取引相手に供与するコミットメントライン：
貸出限度額の額面⁸
- (9) 規制対象会社が取引相手に代わって発行する支払保証・信用状：
額面、又は取引において規制対象会社に発生しうる最大損失額のうち、いずれか小さいほうの額

- (10) 規制対象会社と取引相手とのデリバティブ契約(適格なマスターネットティング契約(※)の対象となっていないもの)：

以下の(i)、(ii)の合計

- (i) 現在のエクスポージャー：
デリバティブ契約の時価評価(マーク・トゥ・マーケット)額、又は
「0」のうち、いずれか大きいほう
- (ii) デリバティブ契約の潜在的な将来のエクスポージャー：
想定元本額に所定の換算係数(表3にあるもの)に乗じたもの

- (11) 規制対象会社と取引相手とのデリバティブ契約(適格なマスターネットティング契約の対象となっているもの)：

内部格付方式による信用リスク計測を行う銀行持株会社が、店頭デリバティブ取引におけるカウンターパーティ信用リスクを算出する際の方法(12 CFR part 225, appendix G, § 32(c)(6))に基づいて算出されたデフォルト金額へのエクスポージャー

- (12) 取引相手の債務又は資本性有価証券を参照資産として、規制対象会社がプロテクションの売り手となり、第三者との間に締結したクレジットデリバティブ取引又はエクイティ・デリバティブ取引：
取引の額面、又は取引において規制対象会社に発生しうる最大損失額のうち、いずれか小さいほうの額

⁸ 信用枠やリボルビング方式での貸出については、取引相手からの担保の差入がなければ資金の提供が行われない仕組みになっている場合、未使用分をグロス信用エクスポージャーから控除することが可能である(規則YY案 第252.95条(c))。この場合の担保としては、現金、合衆国または合衆国政府機関の負債、元本および利息について連邦住宅抵当公庫(FNMA)または連邦住宅金融抵当金庫(FHLMC)によって直接かつ全額の保証を受けている負債、FRBの定める米国政府支援機関が発行するその他の負債、のみが認められる。

(※)「適格なマスターネットティング契約 (qualifying master netting)」とは、以下の条件に当てはまる法的に執行可能な相対契約のことをいう（規則 YY 案第 252.92 条(ff)）。

- (1) デフォルト（取引相手の倒産、破産および他の同様の出来事を含む）発生時に、契約によってカバーされる個々の取引すべてについて単一の法的義務を発生させる契約であること。
- (2) デフォルト（取引相手の倒産、破産および他の同様の出来事を含む）発生時には直ちに契約下にあるすべての取引について、期限の利益喪失 (acceleration)、契約終了 (termination)、ネットベースでの一括清算 (close-out) を行い、担保を売却したり担保との相殺を行ったりする権利を規制対象会社が有していること。また、このようなあらゆるケースにおいて、契約が準拠する管轄内での関連法によって契約の下での権利の行使が妨げられたり無効にされたりしないこと。
- (3) 契約が上記(2)の要件を満たしていることに関して、規制対象会社が十分なリーガルレビューを実施し（さらに、当該リーガルレビューについて十分な記録文書を保持しておくことが求められる）、訴訟の際には、関連する裁判所や行政機関が、関連法の下で当該契約の法的有効性を認めるものであること。
- (4) 規制対象会社が、関連法に生じる変化をモニタリングし、契約が本規則による要求事項を確実に満たし続けられるようにするための手順を策定・維持していること。
- (5) 契約がウォークアウェイ条項 (walkaway clause) を含まないこと。
（ウォークアウェイ条項とは、ネットティングの結果、債務不履行者が債権者となる場合であっても、債務不履行に陥らなかったほうの取引当事者による債務不履行者への支払を限定すること、あるいは全く支払わないことを認める条項である。）

表2 担保種別ごとの担保価値削減率

	残存期間	担保価値削減率
ソブリン債		
OECDカントリーリスク分類 0-1	1年以下	0.005
	1年超5年以下	0.02
	5年超	0.04
OECDカントリーリスク分類 2-3	1年以下	0.01
	1年超5年以下	0.03
	5年超	0.06
銀行が投資可能な社債および地方債		
すべて	1年以下	0.02
	1年超5年以下	0.06
	5年超	0.12
その他の適格担保		
主な株価指数（転換社債を含む）		0.15
その他の公開取引される株式（転換社債を含む）		0.25
ミューチュアルファンド		ファンドが投資可能な有価証券に適用されるもっとも高い担保価値削減率
現金担保		0

※ FRB によると、上記の担保価値削減率は信用リスク計測の標準的手法におけるものをベースとしているが、大口信用供与規制におけるエクスポージャーの算出には自己資本比率規制上の削減率よりもさらに保守的なアプローチが適切であるとの考えから、上記のような設定にしているとのことである。なお、規則 YY 提案に対するパブリックコメントでは、内部格付手法による自行推計値を考慮できないのか、というコメントも出ているとのことであった。

表3 店頭デリバティブ契約に対する換算係数

残存期間	金利 デリバティブ	為替 デリバティブ	信用 デリバティブ （銀行の投資適格なレファレンス資産）	信用 デリバティブ （銀行の投資適格でないレファレンス資産）	エクイティ デリバティブ	貴金属 デリバティブ	その他
1年以下	0.00	0.01	0.05	0.10	0.06	0.07	0.10
1年超5年以下	0.005	0.05	0.05	0.10	0.08	0.07	0.12
5年超	0.015	0.075	0.05	0.10	0.10	0.08	0.15

【トレーディング勘定とバンキング勘定とでの算出方法の違い】

負債証券の場合、保有目的によって算定方法が異なっている（規則 YY 案 §252.94(a)）。

- ・ 売買目的有価証券（トレーディング勘定に計上）は、グロス信用エクスポージャーとして、アモチゼーションを行った購入価格又は市場価格を用いる。
- ・ 満期保有目的有価証券（バンキング勘定に計上）は、グロス信用エクスポージャーとして、アモチゼーションを行った購入価格を用いる。

② 自己資本の定義

大口信用供与規制上の自己資本として用いられる「株主資本と剰余金（capital stock and surplus）」とは、FRB への直近の報告（銀行持株会社の場合は FR Y-9C レポート）において報告した以下の各項目の価額を合算した、連結ベースでの資本および貸倒引当金となる（規則 YY 案 第 252.92 条(g)項）。

(1) 規制上の総資本（total regulatory capital）

銀行持株会社の場合は、FRB の規則 Y（12 CFR part 225）の下で適用される資本適性ガイドラインに沿って算出したもの。

(2) 貸倒引当金超過額（excess loan loss reserves）

貸出およびリース取引に関する貸倒損失引当金のうち、Tier 2 資本に含まれないもの

③ 信用リスク削減手法の勘案

(a) 金融資産担保

1) 勘案可能な金融資産担保

与信者である規制対象会社（SIFIs およびその子会社）が完全な最優先担保権（first priority security interest）をもつ（あるいは米国外で、同等の法的効力を持つ）以下の(1)～(4)に該当する金融資産は、適格な担保としてその効果を勘案することができる（規則 YY 案 第 252.92 条(q)）。ただし、米国外については、現金預金およびカストディ代理人に優先担保権が設定されているものは除く。

- (1) 与信者に預け入れられた現金預金（cash on deposit）（与信者のために、第三者であるカストディアン又は信託受託者によって保管されている現金も含む）
- (2) 負債証券（モーゲージ証券や資産担保証券を除く）
- (3) 公開取引されている資本性有価証券
- (4) 公開取引されている転換社債

2) 金融資産担保の勘案方法

これらの適格な担保について規制対象会社は、その「調整市場価額（adjusted market value）」をグロス信用エクスポージャーから差し引くことができる（規則 YY 案 第 255.95 条(b)）。「調整市場価額」は、当該担保の公正市場価額に、所定の担保価値削減率（33 ページの表 2 に定められたもの）を適用して算出する（規則 YY 案 第 255.92 条(a)）。

このようにエクスポージャーからの控除を行った場合、同時に規制対象会社は、担保となっている有価証券の発行者のグロス信用エクスポージャーに、当該有価証券の「調整市場価額」を加算しなければならない。また、ある受信者のグロス信用エクスポージャーの調整に用いられた担保有価証券は、他の受信者のグロス信用エクスポージャーの調整に用いることはできない。

このようにして担保有価証券の発行者への移転が可能なエクスポージャーの額は、担保の効果を勘案する以前の与信先へのグロス信用エクスポージャーの額を上限とするため、市場価格の変動等によって担保有価証券の調整市場価額が元の与信額を超えても、証券発行者に移転されるエクスポージャーの額が元の与信額の 100%を超えることはない（規則 YY 案 第 255.95 条(b)(1)～(3)）。

(b) 不動産担保

SIFIs に対する大口信用供与規制において、不動産担保は適格な担保として認められておらず、勘案することができない。

(c) 自行預金担保

与信者である規制対象会社に預入れられた現金預金（第三者であるカストディアン又は信託受託者によって保管されている現金も含む）は、大口信用供与規制上の適格な担保として勘案できる（規則 YY 案 § 252.92(q)）。

勘案方法は金融資産担保と同様であるが、現金預金の担保価値削減率は 0% であるため、預金額の全額についてエクスポージャーからの控除が可能となる（規則 YY 案 § 252.95(b)(1)~(3)）。

(d) その他の担保

金融資産担保、自行預金担保以外の担保は、SIFIs に対する大口信用供与規制において適格な担保として認められておらず、勘案することができない。

(e) 債務保証**1) 定義勘案可能な債務保証**

以下の適格な保証提供者（protection provider）が提供する保証で、一定の条件を満たしているは、適格な保証としてその効果を勘案することができる（規則 YY 案 第 252.92 条(u)）。

- (1) ソブリン
- (2) BIS、IMF、ECB、欧州委員会、又は多国間開発銀行
- (3) 連邦住宅貸付銀行（Federal Home Loan Bank）
- (4) 連邦農業抵当公社（Federal Agricultural Mortgage Corporation）
- (5) 預金受入金融機関
- (6) 銀行持株会社
- (7) 貯蓄貸付組合持株会社
- (8) 証券取引法に基づき SEC への登録を行っている証券ブローカー又はディーラー
- (9) 州保険監督局による監督を受けている保険会社
- (10) 外国銀行
- (11) 連結ベースで米国内と同等の金融監督を受けている米国外の証券会社又は保険会社
- (12) 適格な清算機関

なお、適格な保証として認められる条件は次のとおりである（規則 YY 案 第 252.92 条(t)）。

- (1) 保証が書面によるものであり、無条件であるか、あるいは保証の執行可能性が、当該保証の受益者又は第三者の側にとって肯定的である範囲においてのみ付随するもの。
- (2) 参照機関（reference entity）に対する債務者の契約上の支払額のすべて、又は比例配分による割合をカバーしているもの。
- (3) 受益者に、保証提供者に対する直接の請求権を与えるもの。
- (4) 受益者による契約違反以外の理由で、保証提供者が一方的に取り消しを行うことができないもの。
- (5) 保証提供者が十分な資産を有している管轄圏において、当該保証提供者に対する法的執行が可能であるもの。
- (6) 参照機関に対する債務者の支払不履行の際、受益者が最初に法的措置をとる必要なく、適切な期間内に保証提供者が受益者への支払を行うよう要求するもの。
- (7) 参照機関の信用の質（credit quality）の劣化に対応して、受益者にとってのプロテクション費用が増加しないもの。

2) 債務保証の勘案方法

規制対象会社は、これらの適格な保証を受けている信用取引について、保証額を受信者のグロス信用エクスポージャーから差し引かなければならない。その一方で、規制対象会社は、当該保証の提供者のグロス信用エクスポージャーに、当該保証額を加算しなければならない。

ただし、このようにして保証提供者への移転が可能なエクスポージャーの額は、保証の効果を勘案する以前の与信先へのグロス信用エクスポージャーの額を上限とする（規則 YY 案 第 255.95 条(d)）。したがって、保証額が与信額より大きい場合でも、保証人にエクスポージャーを移転できるのは与信額と同額までとなる。

これは、規制対象会社が単一の機関からの保証を付けて、多数のリスクの高い与信先への与信を行うことを規制することを狙いとしている。

また、適格な保証人を限定することによって、規制対象会社が大口与信先へのエクスポージャーを相殺するために、リスクの高い保証人から多数の小口の保証を得るといったルール濫用の制限することも意図している。

(f) 信用デリバティブ

1) 勘案可能な信用デリバティブ取引

シングルネーム信用デリバティブ又は標準的なインデックス信用デリバティブ（トランシェに分割されていないもの）で、以下の(1)～(7)の条件を満たすものは、「適格な信用デリバティブ」としてその効果を勘案することができる（規則 YY 案 第 252.92 条(r)）。

- (1) デリバティブ契約が、前項(e)であげた適格な保証の条件（プロテクションの売り手が「適格な保証提供者」であることも含まれる）を満たしており、プロテクションの買い手と売り手とによって承認されていること。
- (2) デリバティブ契約のあらゆる譲渡（assignment）がすべての関係者によって承認されていること。
- (3) クレジット・デフォルト・スワップの場合、デリバティブ契約において以下のものがクレジット・イベントに含まれていること。
 - (i) 参照債務の契約条項における必要支払額が、標準的な市場慣行や参照債務の支払猶予期間とほぼ同等の支払猶予期間に沿った支払最低額基準に照らして、不払いとなること。
 - (ii) 参照債務における債務者の倒産（bankruptcy）、破産（insolvency）、又は債務支払能力の欠如、あるいは債務全般について期日どおりに支払ができないこと、あるいは支払能力がないことについて書面をもって認めていること、およびこれに類似したイベント。
- (4) デリバティブ契約の清算方法を規定した条項が、契約に組み入れられていること。
- (5) デリバティブ契約において現金による清算が許容されている場合、当該契約において、デリバティブに関する損失を信頼性をもって推計できる強固な評価プロセスを備え、参照債務のクレジット・イベント後の価額評価を取得するための妥当な期間を設けていること。
- (6) デリバティブ契約において、清算時にプロテクションの買い手が売り手に対し、エクスポージャーを移転することが要求されている場合、契約に基づいて移転が許容されているエクスポージャーのうち少なくとも 1 件の契約条件が、必要とされる移転の同意を妥当な範囲を超えて保留してはならないと規定していること。
- (7) クレジット・デフォルト・スワップの場合、デリバティブ契約において、クレジット・イベントが発生したかを決定する責任者を明確に指

定しており、この決定がプロテクションの売り手の単独の責任ではないことを規定しており、プロテクションの買い手が売り手にクレジット・イベントの発生について通知する権利を有していること。

2) 信用デリバティブ取引の勘案方法

規制対象会社は、これらの適格な信用デリバティブによるヘッジを行っている信用取引について、その想定元本額を、与信先のグロス信用エクスポージャーから差し引かなければならない。その一方で規制対象会社は、これらのデリバティブ取引におけるプロテクションの売り手のグロス信用エクスポージャーに、当該想定元本額を加算しなければならない。ただし、このようにしてプロテクションの売り手への移転が可能なエクスポージャーの額は、ヘッジの効果を勘案する以前の与信先へのグロス信用エクスポージャーの額を上限とする（規則 YY 案 第 255.95 条(e)）。

(g) その他

1) エクイティ・デリバティブ

株式にリンクしたトータル・リターン・スワップ取引 (equity-linked total return swap) で、以下の条件を満たすものは、「適格なエクイティ・デリバティブ」としてその効果を勘案することができる（規則 YY 案 第 252.92 条(s)）。

- (1) デリバティブ契約が取引先に承認されていること。
- (2) デリバティブ契約のあらゆる譲渡 (assignment) がすべての関係者によって承認されていること。
- (3) デリバティブ契約の清算方法を規定した条項が、契約に組み入れられていること。

規制対象会社は、これらのエクイティ・デリバティブによるヘッジを行っている信用取引について、その想定元本額を、与信先のグロス信用エクスポージャーから差し引かなければならない。その一方で規制対象会社は、これらのデリバティブ取引におけるプロテクションの売り手のグロス信用エクスポージャーに、当該想定元本額を加算しなければならない。ただし、このようにしてプロテクションの売り手への移転が可能なエクスポージャーの額は、ヘッジの効果を勘案する以前の与信先へのグロス信用エクスポージャーの額を上限とする（規則 YY 案 第 255.95 条(e)）。

2) バイラテラル・ネットティング契約

レポ取引とリバースレポ取引、および証券貸借取引については、取引相手

とのバイラテラル・ネットティング契約がある場合、ネットティング後のポジションをネット信用エクスポージャーとして用いることができる（規則 YY 案 第 255.95 条(a)）。

3) 受信者が発行する有価証券の空売り

規制対象会社は、与信先の負債性又は資本性証券の空売りによってヘッジを行っている場合、その額面を与信先のグロス信用エクスポージャーから差し引くことができる（規則 YY 案 第 252.95 条(f)）。

(4) 大口信用供与に係る監督の状況

① 大口信用供与に関する当局への報告義務

SIFIs は、大口信用供与規制における要求事項について毎日の営業終了時点での遵守が求められ、さらに月単位で、日次での遵守状況を示す報告書を FRB に提出しなくてはならない（規則 YY 案 第 252.96 条(a)）。

報告においては、すべての受信者に対する、毎日の営業終了時点での規制の遵守状況を示すことが求められる。

② 与信上限超過時の対応

(a) 当局が超過を認識する方法

FRB では、上記①のとおり、SIFIs の行う日次でのモニタリング、および FRB への月次報告によって上限の超過を認識する。

月次報告の中で信用供与額が上限に近づいている受信者が見られた場合、監督官から SIFIs に照会等を行う可能性はある。ただし、現状このようなアクションをとるための基準値があるわけではない。

(b) 上限を超えた金融機関に対する措置

規制対象である SIFIs が下記の(1)～(4)のような状況において与信上限を超過した場合、上限以下に戻すための適切な努力を行っていれば、90 日間は行政執行措置(enforcement actions)の対象にならない（規則 YY 案 第 252.96 条(b)）。

- (1) 規制対象会社の株主資本と剰余金（capital stock and surplus）の減少
- (2) 規制対象会社と別の規制対象会社との合併
- (3) ふたつの関連のない取引先どうしの合併
- (4) FRB が適切と考えるその他のあらゆる状況

FRB は、規制対象である SIFIs の完全性や米国の金融安定のために適切であると判断すれば、上記の猶予期間を変更することができる。

この間、SIFIs は、FRB が規制対象会社の健全性や米国の金融安定を維持するために必要又は適切であると判断した場合を除き、上限を超過している与信先に対して追加的な信用供与を行うことはできない。

なお、上限を超過した SIFIs に対してどのような行政執行措置をとるかは、監督官の判断による。

③ 規制の潜脱に対する対応

SIFIs に対する大口信用供与規制はまだ施行されていない（ドッド＝フランク法に

規定された施行期日は 2013 年 7 月 21 日以降) ため、潜脱に係る事例はないものの、FRB によると、潜脱行為に関しては通常の監督プロセス (日次でのモニタリングと月次報告) の中で対応していくことになると考えている。

(5) 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用

ドッド=フランク法に基づく大口信用供与規制の外国銀行・外国の銀行持株会社への適用については、現在 WG を設置して検討を行っているが、まだ結論は出ていない。

そのため現状では、与信上限の対象となる自己資本の定義やエクスポージャーの範囲等は未定である。

(6) 大口信用供与等規制についての考え方

① 企業によるグループ再編の支障となる懸念

受信者の合併による一時的な猶予も認められているため、大口信用供与規制が企業によるグループ再編の支障になるという認識はない。

② バーゼルⅢ導入後の大口信用供与等規制の方向性

現在はまだ FRB 規則の提案の段階であり、今後の規制改正については現状では分からない。

ただし、規則 YY 提案へのパブリックコメントでは、バーゼルⅢでの普通株等 Tier 1 資本比率導入に伴い、大口信用供与規制においても普通株等 Tier 1 資本を重視すべきという意見も出されていた。

③ 現在、改正を検討している事項

現在はまだ FRB 規則の提案の段階であり、今後の規制改正については現状では分からない。

(7) その他の信用集中規制について

SIFIs に対する健全性規制の導入に向けて現在制定を進めている FRB 規則の範疇には、その他の信用集中規制は含まれていない。

英国

英国では、金融サービス庁（Financial Services Agency：以下、FSA という）の制定する規則集（FSA ハンドブック）の規定に基づき、大口信用供与規制が行われている。FSA ハンドブックにおいて大口信用供与規制に関する規定がおかれているのは、主に「銀行、住宅建築組合および投資会社のための健全性ソースブック（Prudential sourcebook for Banks, Building Societies and Investment Firms：以下、BIPRU という）」である。

（１） 与信上限

① 一般的な与信上限

単一の取引相手、関連する顧客のグループ、又は関連する取引相手へのエクスポージャーの総額は、自己資本の 25%を超えてはならないとされている（BIPRU 10.5.6R）。

② 与信上限の特例

受信者を限定せずに適用される与信上限の特例はない。

（２） 規制対象

① 与信側の規制対象

（a） 規制対象となる金融機関

大口信用供与規制の対象となるのは、英国国内に本店を持つ銀行、住宅建築組合および投資会社である。ただし、限定免許を受けている投資会社（limited license firm）や業務制限のある投資会社（limited activity firm）⁹には、大口信用供与規制は適用されない（BIPRU 10.1.1R）。

⁹ 限定免許を受けている投資会社とは、自己勘定でのディーリング業務、あるいは自社の信用枠に基づく引受業務または金融商品の売出業務を行う認可を受けていない投資会社を言う

（BIPRU 1.1.12R）。また、業務制限のある投資会社とは、顧客注文の実行や執行の目的、あるいは媒介機能の実施や顧客注文の執行時に決済・清算システム、公認取引所、指定取引所への参加権を得る目的のためにのみ自己勘定での取引を行う投資会社や、以下の①～④のすべての条件に合致する投資会社をいう。①提供する投資サービスに関連して顧客の資金や有価証券を保持せず、またその認可も受けていない。②自己勘定でのディーリング業務のみを投資サービスとして実施している。③提供する投資サービスに関連して、外部の顧客を有していない。④提供する投資サービスに関連する取引の執行および清算が、決済機関の責任の下に行われ、決済機関による保証を受けている（BIPRU 1.1.11R）。

(b) 単体ベース／連結ベースでの適用

単体ベース、連結ベースの両方について、与信上限の遵守が必要である。

1) 合算の範囲

銀行グループに対するリスク監督上の連結範囲が、大口信用供与規制上の与信者の合算範囲となる。

2) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

FSAによると、1)の合算の範囲は、英国会計基準や会社法による連結範囲とリンクしているが、まったく同一ではない。特に、以下の3点において相違しているとのことである。

- ・ リスク監督上の連結範囲に含まれるのは、FSAの規制対象である金融機関、および資産管理会社、金融持株会社、付随サービス提供会社に限られる。
- ・ 保険会社を有する金融グループでは、以下のどちらのEU法が適用されるかにより、連結範囲が異なる。
 - － 銀行連結（小規模の保険業活動）：保険会社は連結対象外
 - － 金融コングロマリット（大規模の保険業活動）：保険会社も連結対象
- ・ 監督当局に裁量を持たせており、会計基準あるいは会社法では連結対象とならない特定目的会社やオフバランスシート活動であっても、監督当局が大口信用供与規制上の連結範囲に含めるよう、金融機関に指示することができる。

3) 合算の範囲に海外子会社が含まれるか

大口信用供与規制上の合算の範囲には、海外子会社も含まれる。

② 受信側の規制対象

(a) 同一人とみなされる範囲

「関連する顧客の集団（group of connected clients）」に含まれる受信者に対する与信は、すべてを合算して同一の受信者に対するエクスポージャーであるとみなされる。

「関連する顧客の集団」とは、EUの改正資本要求指令第4条(45)に定義されているとおり、以下の(a)又は(b)に該当するものをいう（BIPRU 10.3.5G）。

- (a) 2以上の自然人又は法人で、1つの者が他のものに対し直接的又は間接的な支配権（control）を有しているために、単一のリスクを構成しているもの。
- (b) 2以上の自然人又は法人で、互いの間に支配関係はないが、相互に関連しあ

っている (interconnected) ために、そのうちの 1 つに財務面での問題 (特に、資金調達や債務償還における困難) が生じると、他の者も資金調達や債務償還上の困難に直面する可能性が高いもの。

定義の(a)に関連して、単一のリスクを構成しているとみなされうる受信者間の関係として、FSA では下記の(1)~(4)を例示している (BIPRU 10.3.6G)。また FSA では、互いに競争関係にある会社間の通常の事業上の関係であって、下記(1)~(4)に該当しない場合には、「関連する顧客の集団」の定義に該当するとはみなさないとしている (BIPRU 10.3.7G)。

- (1) 同じ「グループ」に属している事業体
- (2) 究極の所有者 (全部所有か、大部分の所有であるかは問わない) が同一の個人あるいは複数の個人であるが、形式的にはグループの構造をとっていない会社
- (3) 取締役あるいは経営者が共通である会社
- (4) 受信者どうしが、相互保証によって関連付けられている場合

このうち、(1)の「グループ」の定義は、金融サービス市場法第 421 条に基づく。自社を「A」とした場合、以下の会社がグループに含まれる。

- (a) A の親会社 (a parent undertaking of A)
- (b) A の子会社 ‘a subsidiary undertaking of A)
- (c) A の親会社の子会社 (兄弟会社) (a subsidiary undertaking of a parent undertaking of A)
- (d) A の子会社の親会社 (a parent undertaking of a subsidiary undertaking of A)
- (e) A、又は(a)~(d)にあたる事業体が、参加持分 (※) を持つ事業体
- (f) A 又は(a)、(d)にあたる事業体が住宅建築組合である場合、当該住宅建築組合の関連事業体
- (g) A 又は(a)、(d)にあたる事業体が法人化された友愛組合である場合、当該友愛組合が共同統治権を保有している会社体

(※)「参加持分 (participating interest)」とは、他社の株式の保有によって、あるいはそれに関連して生ずる支配力や影響力の行使により、自社の営業活動に貢献させることを目的として、ある事業体が長期的に保有している他の事業体の株式のことをいう。他社の株式を 20%以上保有している場合、参加持分を有していると推定される (金融サービス市場法第 421A 条)。

(b) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

金融サービス市場法第 421 条で定義される「グループ」は、会計基準上の「グループ」とほぼ同義であるといえる。

ただし、大口信用供与規制での「関連する顧客の集団」については、支配関係がない企業間でも実態面において同一性の認められる場合があり、会計基準上の連結範囲よりも広範囲の概念となる。

(c) 規制の実効性確保について

FSA によると、大口信用供与規制の実施にあたり、FSA では、規制対象金融機関が規則を正しく運用していることを前提としており、通常は大口信用供与に関する金融機関からの報告を、逐一チェックしているわけではない。

ただし、金融機関の定期的なレビューの際に、規則が正しく運用されているかについて FSA がチェックを行うことはある。また、報告内容に関連して何らかの問題を認識した場合には、詳しい調査を行うことになる。

③ 「信用供与（エクスポージャー）」の範囲

(a) 法令上の規定

大口信用供与規制の対象となるエクスポージャーの範囲は、以下の A～C で列举された取引項目である（BIPRU 10.2.1R）。ただし、列举されている中には「その他」項目が含まれており、当局による裁量の余地が残されている。

A. 以下に列举される取引項目

トレーディング勘定に保有しているものとそれ以外のものの両方が含まれる。リスクウェイトやリスクの度合いについては勘案しない。（BIPRU 10.2.1R(1)）

信用リスク計測の標準的手法におけるエクスポージャー分類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 中央政府又は中央銀行に対する請求権又は条件付請求権(2) 地方政府又は地方公共事業機関に対する請求権又は条件付請求権(3) 行政機関および非営利事業体に対する請求権又は条件付請求権(4) 多国間開発銀行に対する請求権又は条件付請求権(5) 国際機関に対する請求権又は条件付請求権(6) 金融機関に対する請求権又は条件付請求権(7) 事業法人（corporate）に対する請求権又は条件付請求権(8) 小口の請求権、又は小口の条件付請求権 |
|---|

- (9) 不動産担保付の請求権又は条件付請求権
- (10) 延滞債権
- (11) 規制上「高リスク」に分類される取引項目
- (12) カバードボンドの形態による請求権
- (13) 証券化ポジション
- (14) 金融機関および事業法人に対する短期請求権
- (15) 集団投資事業体（CIU）の形態による請求権
- (16) その他の取引項目

(BIPRU 3.2.9R)

オフバランス取引項目の分類

フルリスク

- ・ 信用供与を代替する保証（guarantees）
- ・ 信用デリバティブ
- ・ 手形引受
- ・ 他の信用機関の名称が書かれていない手形の裏書
- ・ リコース付き取引
- ・ 信用供与を代替する、取消不可能なスタンドバイ信用状
- ・ アウトライト・フォワード買い契約の元で購入した資産
- ・ 先渡預金
- ・ 部分払込株式および部分払込証券の未払部分
- ・ 買戻条件付の資産売却（Directive 86/635/EEC の第 12 条(3)および(5)で定義されたもの）
- ・ その他のフルリスク項目

中リスク

- ・ 運送書類付きクレジット（発行・承認済みのもの）
- ・ 弁済金（tender）、債務履行（performance）、税関ボンド、関税ボンドなどの保障や補償（warranties and indemnities）および信用供与を代替しない保証（guarantees）
- ・ 信用供与を代替しない、取消不可能なスタンドバイ信用状
- ・ 原契約期間が 1 年超の未使用信用枠（貸付、有価証券購入、保証の提供、手形引受等の契約）
- ・ NIF および RUF

中／低リスク

- ・ 現取引における出荷品が担保やそれ自体が売却可能な取引となる運送書類付きクレジット
- ・ 原契約期間が 1 年以内でかつ、任意の時期に無条件で取消することができない、あるいは相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消できるようになっていない未使用信用枠（貸付、有価証券購入、保証の提供、手形引受等の契約）

低リスク

- ・ 原契約期間が 1 年以内でかつ、任意の時期に無条件で取消可能、あるいは相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能な未使用信用枠（貸付、有価証券購入、保証の提供、手形引受等の契約）。小口の信用枠の場合、消費者保護関連法制の下で許される限りにおいて、約款にて信用機関による取消を許容している場合には、無条件に取消可能なものとみなすことができる。（※1）

（BIPRU 3.7.2R）

（※1）上記において「低リスク」に分類されている未使用信用枠は、契約において規制上の与信上限値を超えない範囲でのみ引き出し可能とされている場合には、エクスポージャーから除外される（BIPRU 10.6.3(16)）。

- B. 金融デリバティブ商品から発生するすべてのエクスポージャー
 なお、金融デリバティブ商品とは、以下のものをいう。（BIPRU 10.2.1R(2)）

金融デリバティブ商品の定義

- (1) 金利デリバティブ
 - (a) 単一為替金利スワップ
 - (b) ベーシススワップ
 - (c) 金利先渡契約
 - (d) 金利先物
 - (e) 金利オプションの買い
 - (f) その他、同様の性質を持つ契約
- (2) 為替デリバティブおよび金取引に関連するデリバティブ
 - (a) クロスカレンシー金利スワップ
 - (b) 為替先渡契約
 - (c) 通貨先物

- (d) 通貨オプションの買い
- (e) その他、同様の性質を持つ契約
- (f) 上記(a)～(e)と同様の性質を持つ、金取引に関連する契約
- (3) その他の品目や指数をリファレンスとする上記 1 (a)～(e)および 2 (a)～(e)と同様の性質を持つ契約。

(BIPRU 13.3.3R)

C. トレーディング勘定において生じる個別の取引相手に対するエクスポージャー

以下の(a)～(c)の取引項目を合計して算出する。(BIPRU 10.2.1R(3))

- (a) 当該取引相手の発行するすべての金融商品（資本金性のもものと負債性のもとの両方を含む）において、金融機関のロングポジションがショートポジションを上回っている場合、その剰余分。
- (b) 当該取引相手に対する金融機関のネット・アンダーライティング・エクスポージャー（net underwriting exposure。ネット・アンダーライティング・ポジションの総計から控除項目を控除して算出する）
- (c) 以下の(i)～(v)の取引や契約から生じるエクスポージャー（BIPRU 14.2.2R）
 - (i) フリー・デリバリー（対価の支払と対象商品の受渡とに時間差がある取引）。
 - (ii) 金融デリバティブ商品およびクレジットデリバティブ。
 - (iii) レポ取引、リバースレポ取引、トレーディング勘定上の有価証券又はコモディティに基づく貸借取引。
 - (iv) 有価証券又はコモディティに基づくマージン・レンディング取引。
 - (v) 契約上の受渡日と支払日との間隔が、市場慣行に比べて長く、5営業日以上となっている取引（long settlement transaction）。

ただし、以下の(1)～(5)はエクスポージャーには含まれない（BIPRU 10.2.2R）。

- (1) 金融機関の資本から完全に控除されているエクスポージャー
- (2) 外国為替取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日から2営業日間のエクスポージャー
- (3) 有価証券の売買取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日又は証券の受渡日（いずれか早いほう）から5営業日間のエクスポージャー
- (4) 支払サービスの実行、通貨の決済・清算、顧客のためのコルレス銀行取引又

は金融商品の決済、清算およびカストディサービスを含めた資金移動の提供の場合に、資金受取の遅延や顧客の活動に起因するその他のエクスポージャーで、実行の翌営業日以降まで継続しないもの

- (5) 支払サービスの実行、通貨の決済・清算およびコルレス銀行取引を含めた資金移動の提供の場合に、これらのサービスを提供する機関への日中エクスポージャー

(b) エクスポージャーへの該当有無

1) 社債・CP

社債や CP は大口信用供与規制上のエクスポージャーに該当する。これらは、上記(a)項 A のエクスポージャー分類のうち、「(7)事業法人に対する請求権又は条件付請求権」や「(14)金融機関および事業法人に対する短期請求権」にあたると思われる。

2) 未使用のコミットメント枠

原則的にはエクスポージャーに該当する。

ただし、「低リスク」に分類されるコミットメント契約（原契約期間が 1 年以内、任意の時期に無条件で取消可能、あるいは相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なもの）は、与信契約において規制上の与信上限を超えない範囲でのみ引き出し可能とされている場合に限り、エクスポージャーから除外できる（BIPRU 10.6.3R(16)）。

3) トレーディング勘定における取引

エクスポージャーに該当する取引項目には、トレーディング勘定に保有しているものも含まれる（BIPRU 10.2.1R(1)～(3)）。

4) インターバンクにおける貸付

上記(a)項 A のエクスポージャー分類に、「(6)金融機関に対する請求権又は条件付請求権」とあるとおり、インターバンクでの与信も大口信用供与規制の対象となる。

ただし、小規模金融機関が行う金融機関向け与信に対しては与信上限の特例がある（「⑥金融機関間与信の取扱い」の項を参照）。

また、下記のような外国為替取引、証券取引における決済や資金決済に係る短期のエクスポージャーは除外される（BIPRU 10.2.2R）。

- ・ 外国為替取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日から 2 営業日間のエクスポージャー
- ・ 有価証券の売買取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日又は

証券の受渡日（いずれか早いほう）から 5 営業日間のエクスポージャー

- ・ 支払サービスの実行、通貨の決済・清算、顧客のためのコルレス銀行取引又は金融商品の決済、清算およびカストディサービスを含めた資金移動の提供の場合に、資金受取の遅延や顧客の活動に起因するその他のエクスポージャーで、実行の翌営業日以降まで継続しないもの
- ・ 支払サービスの実行、通貨の決済・清算およびコルレス銀行取引を含めた資金移動の提供の場合に、これらのサービスを提供する機関への日中エクスポージャー

5) 他の銀行に対する預金

上記(a)項 A のエクスポージャー分類に、「(6)金融機関に対する請求権又は条件付請求権」とあるとおり、他の銀行に対する預金も大口信用供与規制の対象となる。

6) 他国の親会社等に対する預け金

グループ内与信に関する大口信用供与規制の適用除外は、英国内のグループ会社間での与信に限られているため、国外の親会社等に対する預け金は大口信用供与規制上のエクスポージャーに該当する（BIPRU 10.8A.8R）。

なお、英国外のグループ会社に対するエクスポージャーには、「ノンコア大口信用グループ」に対する与信上限の適用が可能である（「⑤グループ内与信の取扱い」の項を参照のこと）。

④ 適用除外となる受信者

以下の機関へ向けた債権およびその他のエクスポージャーは、信用リスク計測の標準的手法においてリスクウェイトが 0%である場合、与信上限の対象から除外される（BIPRU 10.6.3R）。

- (1) 中央政府もしくは中央銀行への請求権としての性質を持つ資産項目
- (2) 国際機関もしくは多国間開発銀行への請求権としての性質を持つ資産項目
- (3) 中央政府、中央銀行、国際機関、多国間開発銀行又は公的機関による明示的な保証を受けている請求権としての性質を持つ資産項目
- (4) 中央政府、中央銀行、国際機関、多国間開発銀行又は公的セクターに帰する、あるいはこれらの保証を受けているその他のエクスポージャー
- (5) EEA 加盟国の地方政府又は地方の公共事業機関への請求権としての性質を持つ資産項目
- (6) EEA 加盟国の地方政府又は地方の公共事業機関に対する、あるいはこれらの保証を受けているその他のエクスポージャー

ソブリン向けのエクスポージャーのうち以下の(1)(2)については、上記の除外対象に当てはまらない（リスクウェイトが 0%でない）ものであっても、FSA への個別の申請に基づいて与信上限からの適用除外を受けることができる（BIPRU 10.6.36R）。

- (1) 中央銀行が保有する必要最低準備金（当該国の通貨建てであり、かつ、当該国通貨によって資金を払い込んだもの）
- (2) 法定の流動性要件として保有している国債（発行国の通貨建てであり、当該国通貨によって資金を払い込んだもの）

これらについては、FSA が金融機関との協議を経て、除外を認めるエクスポージャーの額を決定する（BIPRU 10.6.37G）。

また、清算機関へのエクスポージャーも適用対象外となる（BIPRU 10.2.3AG）。

⑤ グループ内与信の取扱い

(a) グループ内与信に関する特例の有無

単体ベースでの大口信用供与規制において、金融機関のグループ会社は「コア国内グループ (core UK group)」に属するもの、「非コア大口信用グループ (non-core large exposure group)」に属するもの、および「関連する取引相手 (connected counterparties)」に属するものに三分され、それぞれ異なる与信上限が適用される (54 ページの表 4 を参照のこと)。

1) 「コア国内グループ」に属するグループ会社への与信

コア国内グループに属するグループ会社間のエクスポージャーは、FSA の承認を得れば、大口信用供与規制の対象外とすることができる (BIPRU 10.8A.8R)。

2) 「非コア大口信用グループ」に属するグループ会社への与信

非コア大口信用グループに含まれるグループ会社へのエクスポージャーには、FSA の承認を得れば、以下のような与信上限を適用することができる。

- a) 該当するグループ会社 1 社あたりに対しては、非トレーディング勘定、トレーディング勘定の合計で、Tier 1+2 の 100%以内 (BIPRU 10.9A.7R)。

ただし、25%を超える場合には、FSA に事前の通知が必要である (BIPRU 10.9A.8R)。

FSA によると、金融機関がグループ会社 1 社に対して自己資本の 25% を超える与信を行う理由としては、会計慣行上の理由、グループ内での資金リソースの移動、中央集権的なリスク管理を容易にするなど、さまざまなものがあるとのことである。

- b) 該当するグループ会社全社に対する、非トレーディング勘定におけるエクスポージャーを合計して、自己資本 (「コア国内グループ」を持たない場合は単体ベース。持つ場合はそのメンバー全体の連結ベース) の 100%以内 (BIPRU 10.9A.7R)。
- c) 該当するグループ会社全社へのトレーディング勘定におけるエクスポージャーは、下記 3) の「関連した取引相手」に対するエクスポージャーと合算して、Tier 1+2+3 の 500%以内。ただし、資本の積増が必要 (BIPRU 10.10A.1R)。

3) 「関連する取引相手」への与信

「関連する取引相手」に該当するグループ会社へのエクスポージャーには、

以下の上限が適用される。

- a) 該当するグループ会社 1 社あたりに対しては、通常の与信上限（非トレーディング勘定、トレーディング勘定の合計で、Tier 1+2 の 25%）を適用。
- b) 該当するグループ会社全社への非トレーディング勘定におけるエクスポージャーを合計して、Tier 1+2 の 25%以内（BIPRU 10.10A.2G, 10.5.6R）。
- c) 該当するグループ会社全社へのトレーディング勘定におけるエクスポージャーは、上記 2)の「非コア大口信用グループ」に対するエクスポージャーと合算して、Tier 1+2+3 の 500%以内。ただし、資本の増が必要（BIPRU 10.10A.1R）。

表 4 グループ内与信に適用される与信上限

	受信側 1 社／全社	非トレーディング勘定 への与信上限	トレーディング勘定への 与信上限
グループ内与信			
1) コア国内グループ	1 社あたり	適用除外	適用除外
	全社合計	上限なし	上限なし
2) 非コア大口信用グループ	1 社あたり	a) 非トレーディング勘定・トレーディング勘定を合計して Tier 1+2 の 100% ただし、25%を超える場合には、FSA への通知が必要	
	全社合計	b) Tier 1+2 の 100%	c) (※1)
3) 関連する取引相手	1 社あたり	a) 非トレーディング勘定・トレーディング勘定を合計して Tier 1+2 の 25%	
	全社合計	b) Tier 1+2 の 25%	c) (※2)
一般的な与信上限	1 社あたり	非トレーディング勘定・トレーディング勘定を合計して Tier 1+2 の 25%	
	全社合計	自己資本比率規制による	自己資本比率規制による

※1、2 非コア大口信用グループに属するグループ企業、およびそれ以外の関連する取引相手に該当するグループ企業の全てに対するトレーディング勘定でのエクスポージャーの合計（※1 と※2 の合計）には、Tier 1+2+3 の 500%という与信上限が適用される。

なお、ドイツやフランスでは、グループ会社以外の受信者についても、トレーディング勘定におけるエクスポージャーを総額 Tier 1+2+3 の 500%まで認めている。FSA では、トレーディング勘定における与信集中の水準引き上げを広く適用するこ

とは健全ではないと考え、金融機関による統制が容易なグループ企業向けの与信についてのみ、上限の引き上げを許容するという姿勢をとっている。

(b) 除外の対象となるグループ企業の範囲

1) コア国内グループ

「コア国内グループ」に属するグループ会社とは、下記(1)～(6)のすべての条件を満たすグループ会社をいう（BIPRU 10.8A.2R）。

- (1) 当該グループ会社と与信者である金融機関との双方が以下の(a)、(b)に該当する場合（「core concentration risk group counterparty」という）
 - (a) 同じ英国内連結グループ（UK consolidation group）¹⁰の、フルベースでの連結範囲に含まれること、かつ
 - (b) 英国内で設立された 1 つ以上の中間親会社あるいは金融持株会社によって保有されていること（該当する場合のみ）。
- (2) 当該グループ会社が、信用機関又は投資会社、金融持株会社、金融機関（financial institution）、資産運用管理会社（asset management company）、又は金融監督機関による健全性規制の対象であるその他の付随サービス事業者であること。
- (3) （子会社に関連して）株主資本に付随する議決権の 100%を、与信者である金融機関又は金融持株会社（又は金融持株会社の子会社）が、単独あるいは共同で保有していること。さらに、与信者である金融機関又は金融持株会社（又は金融持株会社の子会社）が、当該子会社の取締役会、経営委員会あるいは他の統治体の構成員の過半数を任命、あるいは除名する権利を持っていること。
- (4) 当該グループ会社が、与信者である金融機関と同じリスク評価、リスク測定、リスクコントロール手続の対象となっていること。
- (5) 当該グループ会社が、英国内で設立されていること。
- (6) 現在、又は予見しうる将来において、当該グループ会社から与信者である金融機関に自己資本をすばやく移転（transfer）したり、債務を返済したりするにあたっての実質的な、又は法的な障害がないこと。

2) 非コア大口信用グループ（non-core large exposures group）

「非コア大口信用グループ」とは、次記 1 の条件に合致するコア国内グル

¹⁰ 英国内連結グループとは、EU 加盟国のいずれかに親会社あるいは金融持株会社を持つ金融グループで、EU 資本要求指令に基づき英国 FSA がグループ監督の対象とするものをいう（BIPRU10.8A.2R、BIPRU8 Annex1 R）。

ープのメンバーではないグループ会社で、次記 2 で列挙した 4 つの条件をすべて満たすものによって構成される¹¹。

1. 与信者である金融機関の親会社、子会社、又は親会社の子会社（兄弟会社）であって、以下の(1)～(3)の条件のうち 1 つに合致する会社（non-core concentration risk group counterparty）（BIPRU 10.9A.4R）。
 - (1) 同じ英国内連結グループのフルベースでの連結範囲に含まれ、EEA 域外の第三国に銀行又は投資サービス子会社を持つか、銀行又は投資サービス会社への参加権を持つグループ会社。
 - (2) 英国以外の EEA 加盟国における監督機関によって、資本要求指令における連結監督上、同一グループとみなされる連結範囲にフルベースで含まれるグループ会社。
 - (3) EEA 域外の第三国の監督機関によって、銀行セクター又は投資サービスセクターにおいて同一グループとされる連結範囲にフルベースで含まれ、かつ、当該グループが EU におけるものと同等の監督を受けていることについて、英国内の金融機関、又はグループ内の他の EEA 加盟国における金融機関が、FSA 又は当該加盟国の監督機関に書面をもって通知を行っているグループ会社。
2. 既述の「コア国内グループ」の条件（BIPRU 10.8A.2R(1)～(6)）のうち、英国内での設立に関する (1)、(5)を除く以下の 4 条件すべてに該当するグループ会社（BIPRU 10.9A.3R）。
 - (2) 当該グループ会社が、信用機関又は投資会社、金融持株会社、金融機関（financial institution）、資産運用管理会社（asset management company）、又は金融監督機関による健全性規制の対象であるその他の付随サービス事業者であること。
 - (3) （子会社に関連して）株主資本に付随する議決権の 100%を、与信者である金融機関又は金融持株会社（又は金融持株会社の子会社）が、単独あるいは共同で保有していること。さらに、与信者である金融機関又は金融持株会社（又は金融持株会社の

¹¹ 【ご参考】どのグループ会社をコア国内グループまたは非コア大口信用グループに含めるかは、最終的には規制対象金融機関が、FSA への大口信用供与規制の適用免除申請の際に指定することになる。そのため、コア国内グループの条件を満たしている国内の子会社を、非コア大口信用グループのほうに含めるといった運用も可能である。そのため、コア国内グループは国内の 100%子会社を指し、非コア大口信用グループは国外の 100%子会社を指す、というように単純化することはできない。

子会社)が、当該子会社の取締役会、経営委員会あるいは他の統治体の構成員の過半数を任命、あるいは除名する権利を持っていること。

- (4) 当該グループ会社が、与信者である金融機関と同じリスク評価、リスク測定、リスクコントロール手続の対象となっていること。
- (6) 現在、又は予見しうる将来において、当該グループ会社から与信者である金融機関に自己資本をすばやく移転 (transfer) したり、債務を返済したりするにあたっての実質的な、又は法的な障害がないこと。

3) 関連する取引相手 (connected counterparties)

関連する取引相手とは、規制対象金融機関がエクスポージャーを持ち、以下の条件のうち少なくとも1つに該当するものをいう (BIPRU 10.3.8R)。

- (a) その者が、規制対象金融機関と「密接な関係 (closely related)¹²」にあること。
- (b) その者が、規制対象金融機関の「関係者 (associate)¹³」であること。
- (c) 同一の者が、その者と規制対象金融機関の経営陣 (governing body) に、重大な影響を与えていること。
- (d) 規制対象金融機関のその者に対するエクスポージャーが、金融機関又はそのグループにとって明白な商業上の利益になるものではなく、独立した当事者として (on an arm's length basis) 行われたものでもないこと。

取引が「独立した当事者として」で行われたものであるか否かを判断するにあたり、FSA では以下のような要素を考慮する (BIPRU 10.3.14G)。

¹² 「密接な関係」とは、2以上の者が、以下の(a)~(c)のいずれかに当てはまることをいう (FSA Handbook: Glossary)。

- (a) 一方の破産または破綻が、他の者の破産または破綻に結びつく可能性が高い。
- (b) 一方の財務状況ないしは信用力の評価を行う際に、他の者の財務状況や信用力を考慮することが、慎重な判断 (prudent) であると考えられる。
- (c) これらの者の財務パフォーマンスの間に密接な関係がある、あるいは関係のある可能性が高い。

¹³ 規制対象金融機関の「関係者」とは、以下の(a)~(c)のことをいう (FSA Handbook: Glossary)。

- (a) 規制対象金融機関と同じグループに属する関連会社 (affiliated company)
- (b) 規制対象金融機関またはその関連会社の任命を受けた代表者 (appointed representative)、または販売代理店 (tied agent)
- (c) 上記以外で、その者の事業、あるいは国内における規制対象金融機関およびその関係者との関係から見て、その者と規制対象金融機関の間では利益の一致が生じ、そのことが第三者との取引においては利益相反を伴う可能性のある者

- (1) 規制対象金融機関がエクスポージャーを持つ取引相手（A）が、当該金融機関の業務にどの程度の影響を及ぼすか（例えば、議決権の行使など）。
- (2) A が規制対象金融機関の役員である場合、A における経営上の役割。
- (3) 当該エクスポージャーが、規制対象金融機関による通常のモニタリング、および返済の困難が生じた場合の回復手続きの対象になっているか。

⑥ 金融機関間与信の取扱い

2009 年の EU 資本要求指令の改正により、金融機関間与信への大口信用供与規制の適用免除が廃止され、金融機関間与信についても他の与信先と同様の与信上限が適用されるようになった。

ただし、小規模な金融機関の場合には、エクスポージャーの分散が常に可能であるとは限らないことや、エクスポージャーを削減するための適切な担保を求めることができない場合もあることから、これらの金融機関への影響が過大なものとならないよう、別の基準が設けられている

【小規模金融機関に対する特例】

受信者が信用機関又は投資会社（EEA 域外で設立されたものや、域外に本社を持つものを含む）である場合、あるいは受信者である関連する顧客のグループに信用機関や投資会社が含まれている場合には、同一の受信者、又は関連する顧客のグループに対するエクスポージャーの総額は、1 億 5,000 万ユーロ以内であれば、自己資本の 25%を超えてもよい（BIPRU 10.6.32R(1)）。

ただし、受信者が信用機関・投資会社を含む関連する顧客のグループである場合、与信者である金融機関は、当該グループにおける信用機関・投資会社以外の顧客に対するエクスポージャーの総計が、信用リスク削減手法の勘案後で自己資本の 25%を超えないようにしなければならない（BIPRU 10.6.32R(2)）。

1 億 5,000 万ユーロという基準額が自己資本の 25%よりも大きい金融機関は、以下の点について遵守しなければならない（BIPRU 10.6.32R(3)）。

- (a) 信用機関・投資会社単独、又はこれらを含む関連する顧客のグループに対するエクスポージャーの総額が、自機関の自己資本からみて妥当な限度を超えないこと。

この限度については、金融機関が、自行の与信集中リスク管理ポリシーとの整合性を考慮した上で決定する（BIPRU 10.6.32R(4)）。

- (b) いかなる場合であっても、上記のようなエクスポージャーの総額が自己資本の 100%を超えてはならないこと。

ただし、EU の改正資本要求指令第 111 条(4)で認められているとおり、例外的な状況においては、金融機関からの個別の申請に基づき、FSA はこの 100%という基準の適用を免除することができる（BIPRU 10.6.33G）。

(3) 算出方法

① エクスポートの額の算出方法

(a) オンバランス項目・オフバランス項目

大口信用供与規制の対象となるエクスポートの額は、トレーディング勘定においても非トレーディング勘定においても、規制上の必要資本を算出する際のエクスポート額の認識と同様に、会計上の評価方法と同様の方法で算出される(BIPRU 10.2.5R、GENPRU 1.3)。

原則として、エクスポートの額は金融機関が財務会計報告の目的で採用している会計原則に則って認識されるが、

- 投資商品やポジションの価額を計測するには、独立した情報源から容易に入手できる価格情報を用いた現在価値の評価（マーク・トゥ・マーケット方式）を行わなければならない（GENPRU 1.3.14R）、
- 市場価格に基づく現在価値の評価が不可能な場合は、プライシングモデルによる投資商品やポジションの価額評価（マーク・トゥ・モデル方式）を実施しなければならない（GENPRU 1.3.17R）。

(b) デリバティブ取引

デリバティブ商品から生じるエクスポートの額は、信用リスク計測の標準的手法および内部格付手法の下での、デリバティブ商品、長期決済取引およびその他の取引のエクスポートの算出方法と同様に、カレント・エクスポート方式、標準方式、内部モデル方式のいずれかを用いて算出する(BIPRU 10.2.7R、BIPRU 13)。

(c) トレーディング勘定とバンキング勘定とでの算出方法の違い

トレーディング勘定はマーク・トゥ・マーケット、非トレーディング勘定はヒストリカル・コストを用いるといった違いがあるとのことである。

② 自己資本の定義

大口信用供与規制上は、自己資本として「Tier 1+Tier 2 - 控除項目」を用いる(BIPRU 10.5.3R)。

なお、以下の(1)～(3)の項目は、自己資本に含めてはならない(BIPRU 10.5.5R)。

- (1) 引当超過額 (surplus provisions)
- (2) 期待損失額およびその他の控除項目
- (3) 証券化ポジション

③ 信用リスク削減手法の勘案

(a) 金融資産担保

1) 勘案可能な金融資産担保

自己資本比率規制上の適格金融資産担保は、大口信用供与規制においてもその効果を勘案することができる（BIPRU 10.2.12R）。

2) 金融資産担保の勘案方法

金融機関は、自己資本比率規制において自機関が採用している信用リスク測定手法でのアプローチに応じて、大口信用供与規制上のエクスポージャーに対する金融資産担保の効果を勘案する。

なお、エクスポージャーの額の算出にあたり金融資産担保の効果を勘案する場合には、勘案前のエクスポージャーのグロスでの値についても、FSA に報告する必要がある（BIPRU 10.2.9R）。

a) 金融資産担保の簡便手法を用いている金融機関

金融資産担保の簡便手法は、信用リスク測定の標準的手法を用いている金融機関が、標準的手法を採用しているエクスポージャーに関連して担保の勘案を行う場合にのみ使用できる手法である（BIPRU 10.2.11G）。

担保が、信用リスク測定の標準的手法において、金融資産担保の簡便手法を用いてリスクウェイト付エクスポージャーの額を算出する際の適格要件およびその他の最低要件を満たしている場合には、エクスポージャーのうち担保の市場価額によって保全されている部分について、当該担保の発行者のリスクウェイト（例外を除き、20%を最低とする）を適用できる

（BIPRU.10.2.12R）。

b) 金融資産担保の包括的手法を用いている金融機関

自己資本比率規制上の必要資本の算出にあたり金融資産担保の包括的手法を用いている金融機関（ただし、自行推計の LGD や与信相当掛目（CCF）を用いる内部格付手法（full IRB approach）下でのものを除く）は、金融資産担保の包括的手法に沿って、信用リスク削減手法、ボラティリティ調整、および期日ミスマッチを考慮に入れて算出したエクスポージャーの完全調整値（fully-adjusted value）を、大口信用供与規制上のエクスポージャーの値として用いてもよい（BIPRU 10.2.14R）。

なお、BIPRU 5.4.16R に基づいて金融資産担保の包括的手法と簡便手法との併用について FSA の許可を受けている金融機関は、大口信用供与規制にお

ける金融資産担保の効果の認識についても、これらの手法の両方を用いることができる (BIPRU 10.2.16R)。

また、大口信用供与規制上のエクスポージャーとして上記の完全調整値を用いる金融機関は、信用リスクの集中に関する定期的なストレステストを実施しなければならない (BIPRU 10.2.22R)。

c) 完全な内部格付手法 (full IRB approach) を用いている金融機関

自行推計の LGD や与信相当掛目 (CCF) を用いている金融機関は、以下の(1)~(3)の条件を満たしていれば、FSA の許可を得て、自行推計による金融資産担保の効果、大口信用供与規制上のエクスポージャーの値に反映させることができる (BIPRU 10.2.19R)。

- (1) 金融機関が、LGD に係る他の側面とは別個に金融資産担保のエクスポージャーに対する効果を推計できると監督機関から認められていること。
- (2) 金融機関が推計の適切性を示せること。
- (3) 金融機関の内部格付手法を使用する許可において、上記のような担保効果の勘案が許されていること。

自行で推計した金融資産担保の効果に基づいてエクスポージャーの額を算出している金融機関は、信用リスクの集中に関する定期的なストレステストを実施しなければならない (BIPRU 10.2.22R)。

エクスポージャーが第三者の発行する金融資産を担保としている場合、金融機関は、エクスポージャーのうち当該担保の市場価額によって保全されている部分について、発行者である第三者に対するエクスポージャーとして扱ってもよい。ただし、これは信用リスク測定の標準的手法において、発行者へのエクスポージャーのほうが、与信先への無担保のエクスポージャーと同等か、あるいは低いリスクウェイトの適用を受ける場合に限られる (BIPRU 10.3.3R(1)(b))。

(b) 不動産担保

1) 勘案可能な不動産担保

以下のような貸付およびリース取引では、不動産担保の効果を勘案できる (BIPRU 10.6.3(11), (12))。

- ・ 住宅（賃貸物件を含む）への抵当を担保とする貸付およびリース取引（賃借人が購入オプションを行使しない限り、リース物件である住宅

の所有権の全部を賃貸人が保持するもの)。

- ・ 事務所又はその他の商業用建物を担保とするエクスポージャー、および事務所やその他の商業用建物に関連する不動産リース取引に関連するエクスポージャーで、信用リスク計測の標準的手法におけるリスクウェイトが 50%であるもの¹⁴。

2) 不動産担保の勘案方法

担保価額の最大 50%を、エクスポージャーの額から控除することができる (BIPRU 10.6.3R)。

(c) 自行預金担保

以下のような与信者である金融機関やその親会社・子会社に預け入れられた預金等の債権を担保とする資産項目やその他のエクスポージャーは、与信上限の対象から除外される (BIPRU 10.6.3R(14),(15))。

- ・ 与信者である金融機関、あるいは与信者の親会社又は子会社である金融機関への現金預金を担保とする資産項目およびその他のエクスポージャー
- ・ 与信者である金融機関、あるいは与信者の親会社又は子会社である金融機関によって発行され、これらのいずれかの機関が保管している預金証書を担保とするもの

(d) その他の担保

下記(1)～(3)の担保は自己資本比率規制上は勘案可能 (内部格付手法を採用している場合) であるが、大口信用供与規制におけるエクスポージャーの算出の際には、その効果を勘案することができない (BIPRU 10.2.23R)。

- (1) 商業取引、又は原契約が 1 年以下で満期となる取引にリンクした受取額
- (2) 適格な不動産担保 (上記(b)項を参照) 以外の物理的な品目
- (3) リース契約におけるリース物件

¹⁴ ただし標準的手法では、英国内に位置する商業用不動産についてリスクウェイト 50%は許されていない (BIPRU 10.6.29G)。

(e) 債務保証

1) 勘案可能な債務保証

自己資本比率規制上適格とされる第三者保証は、大口信用供与規制においても勘案することができる。以下の保証提供者による保証が認められる（BIPRU 5.7.1R）。

- ・ 中央政府、中央銀行
- ・ 地方政府、公共事業機関
- ・ 多国間開発銀行
- ・ 国際機関（リスクウェイト 0%のもの）
- ・ 公的セクターの事業体
- ・ 金融機関
- ・ 所定の基準以上の格付を得ている事業者（親会社、子会社、関連会社を含む）

2) 債務保証の勘案方法

金融機関は、自己資本比率規制において自機関が採用している信用リスク測定手法（標準的手法／内部格付手法）と同様の方法で、保証の効果を勘案することができる（BIPRU 10.2.9R）。

エクスポージャーが第三者による保証を受けている場合、金融機関は、保証対象となっている部分について、与信先ではなく保証の提供者に対するエクスポージャーとして扱ってもよい。ただし、これは信用リスク測定の標準的手法において、無担保のエクスポージャーについて与信先よりも保証の提供者のほうが低いリスクウェイトの適用を受ける場合に限られる（BIPRU 10.3.3R(1)(a)）。

(f) 信用デリバティブ

1) 勘案可能な信用デリバティブ

自己資本比率規制において勘案可能な信用デリバティブは、大口信用供与規制においても勘案することができる。（BIPRU 5.7.2R）

- ・ クレジット・デフォルト・スワップ
- ・ トータル・リターン・スワップ
- ・ クレジットリンク債（払込まれる資金の範囲まで）

2) 信用デリバティブの勘案方法

債務保証と同様の方法で効果を勘案する。ただし、クレジットリンク債に

については、保証対象のエクスポージャーを保証提供者に移転することはできない（BIPRU 10.3.3R(7)）。

(g) その他

自己資本比率規制において勘案可能なその他の信用リスク削減手法（生命保険契約、第三者への預金など）も、大口自己資本比率規制における勘案方法と同様にその効果を勘案できる（BIPRU 10.2.9R）。

(4) 大口信用供与に係る監督の状況

① 大口信用供与に関する当局への報告義務

金融機関は、エクスポージャーが自己資本 (Tier 1+2) の 10%以上である受信者への与信の状況について、FSA に対して四半期ごとに報告を行う必要がある (BIPRU 10.5.1R, SUP 16.12.5R)。

② 与信上限超過時の対応

(a) 当局が超過を認識する方法

FSA は、金融機関からの通知によって超過を認識する。

金融機関は、受信者へのエクスポージャーが与信上限を超過した場合、あるいは与信上限を超過しそうであると認識した場合に、FSA に通知しなければならないとされている (SUP 15.3.11R)。

(b) 上限を超えた金融機関に対する措置

FSA では与信上限の超過に対し、その原因等に応じてケースバイケースでの対応を行う (ただし、M&A 以外の理由によって超過が生じたケースでは、大口規制上の監督上というより、そもそもの原因について監督上の調査が必要との認識である。)

その際 FSA では、早期の正常化に向けた対応に重点を置く。罰則の適用についての規定はないが、是正措置に関して金融機関に書面で提出させて確認している。

是正の進捗については、金融機関の担当者と連絡を取り合って確認する。大企業であれば日次、中小企業であれば週次のペースで、進捗状況をチェックしている。

③ 規制の潜脱に対する対応

金融機関は、エクスポージャーが 10 営業日を超えて継続した場合に、与信上限の超過によって引き起こされる追加的な必要資本を回避しようとして、以下のことを行っていないとされている (BIPRU 10.12.5R)。

- (1) 問題のエクスポージャーを一時的に他の者 (同一のグループ内であるか否かを問わない) に移転すること。
- (2) 10 営業日にわたってエクスポージャーを終了させ (close out)、新たなエクスポージャーを作り出すための不自然な取引 (artificial transaction) を行うこと。

上記に該当するようなエクスポージャーの移転、取引又は契約を行った場合には、

金融機関は FSA にその旨を通知しなければならない (BIPRU 10.12.6R)。

(5) 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用

大口信用供与規制の適用対象は国内の住宅建築組合、銀行、および業務制限のない投資会社 (a full scope BIPRU investment firm) であり、外国籍の金融機関およびその支店は含まれない (BIPRU 10.1.1R, 1.1.6R, 1.1.7R)。

EEA 内の他の加盟国で設立された金融機関の場合、大口信用供与等規制を含めた健全性規制については、設立認可を付与した国の監督機関 (home state competent authority) が当該国の規定に基づいて監督を実施する¹⁵ (BIPRU 1.1.9G)。そのため、このような金融機関の在英国支店に、英国の大口信用供与規制は適用されない。

EEA 外で設立された金融機関の場合にも、設立国において英国におけるものと同様の監督に服しているのであれば、FSA は当該金融機関に対し、大口信用供与等規制を含めた健全性規制の適用を行わない¹⁶ (BIPRU 1.1.10G(5))。

EEA 域外の第三国で、金融監督が英国の水準と同等であると認められない国で設立された金融機関の場合、FSA は、当該金融機関が支店という形態で、英国内において銀行業務を行うことを認可していない。このような国の金融機関が英国内で銀行業務を行うには、英国内に子会社を設立し、その子会社が銀行業務の認可を得なければならないとされている (BIPRU 1.1.10G)。

この場合、当該子会社は英国内で設立された銀行であり、本店も英国内に置かれるので、英国内の金融機関と同様に、単体ベースおよび連結ベース (連結対象子会社を有する場合) で、大口信用供与規制の適用を受ける。

その際、資本としては子会社の自己資本を用いることになるほか、対象となるエクスポージャーも、一般の大口信用供与規制で対象となるものと同じであり、親会社との取引は、預け金も含め、大口信用供与規制上のエクスポージャーに該当する (「(2) ③『信用供与 (エクスポージャー)』の範囲」の項を参照)。なお、子会社ー親会社間の取引は、グループ内取引に関する規定の適用対象となる (「(2) ⑤グループ内与信の取扱い」の項を参照)。親会社が EEA 域外の第三国にあって、金融監督の同等性が認められない場合には、コア国内グループや非コア大口信用グループとして与信上限の特例を受けるための条件を満たしていないので、「関連する取引相手」への与信上限が適用されることになる (「(2) ⑤ 3『関連する取引相手』への与信」の項を参照)。

¹⁵ 流動性に関する健全性基準については、進出先の国の監督機関が自国基準への準拠するよう金融機関に要求することが EU 指令によって認められている。

¹⁶ ただし流動性リスクに関する規則についてのみ、外国銀行の英国支店も適用対象になっている

(6) 大口信用供与等規制についての考え方

(a) 企業によるグループ再編の支障となる懸念

もし、国内銀行の再編などに際して大口信用供与規制が障害となりうるのであれば、一時的な免除措置を行うことになると考えられる。

(b) バーゼルⅢ導入後の大口信用供与等規制の方向性

今後の規制変更等については未定である。

(c) 現在、改正を検討している事項

FSA では、現在、欧州委員会において、従来の資本要求指令に代わり、資本要求規則（Capital Requirement Regulation : CRR）¹⁷の策定が進行中であることは認識しているものの、施行時期についての目処がたっていないこと、また現行の大口信用供与規制に関する FSA 規則を制定してから日が浅いこともあり、CRR が導入されても現行の規制に大幅に変更を加えることは考えにくいとのことである。

(7) その他の信用集中規制について

与信集中リスク全般については、自己資本比率規制の第 2 の柱の一環として、監督を実施している（SYSC¹⁸ 7：リスク管理に係る内部統制）。

与信集中に係る内部統制に関連して、金融機関は FSA に対し、以下の(1)および(2)を示すことができなければならない（BIPRU 10.12.3R）。

- (1) 以下の(a)～(d)から生じる与信集中リスクを特定・管理するための、文書化された方針・手続きを保有していること。
 - (a) 取引相手および関連する顧客グループへのエクスポージャー
 - (b) 同一の経済セクター、あるいは地理的な同一地域における取引相手
 - (c) 同一の活動、又は同一の商品（commodity）
 - (d) 信用リスク削減手法の適用。間接的な大口信用エクスポージャーと関連する特定のリスク（単一の担保発行者など）に関連するものも含む。
- (2) これらの方針と手続きとが、実際に実施されていること。

¹⁷ EU 法において、指令（directive）には直接の強制力がなく、各加盟国が国内法を制定することを通じて効力が生じるのに対し、規則（regulation）は、EU レベルでの法令が直接、各加盟国に対する強制力を有する。資本要求指令に代わって資本要求規則が制定されることにより、EU 加盟国間での規制の統一がいつそう進展することになる。

¹⁸ FSA Handbook: Senior Management Arrangements, Systems and Controls (SYSC)

ドイツ

ドイツでは、連邦金融サービス監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下、BaFin という）が、信用制度法（Gesetz über das Kreditwesen：以下、KWG という）および同法に基づいて制定された政令（Verordnung über die Erfassung, Bemessung, Gewichtung und Anzeige von Krediten im Bereich der Großkredit- und Millionenkreditvorschriften des Kreditwesengesetzes（Großkredit- und Millionenkreditverordnung）：以下、GroMiKV という）に基づいて、大口信用供与規制を行なっている。

（１）与信上限

① 一般的な与信上限

ドイツの大口信用供与等規制では、規制対象となる金融機関を自己勘定取引の規模に応じて「トレーディング機関」と「非トレーディング機関」に分け¹⁹、それぞれ異なる与信上限を設けている。

（a）トレーディング機関に対する与信上限

トレーディング機関は、以下の 1) と 2) の両方の上限を遵守する必要がある。

1) バンキング勘定の合計ポジションの上限

1 顧客あたり、バンキング勘定において責任自己資本額 (Tier 1+2) の 25% まで (KWG §13a(3))。

2) すべての取引の合計ポジションの上限

1 顧客あたり、バンキング勘定とトレーディング勘定の合計において、自己資金 (Tier 1+2+3) の 25% まで (KWG §13a(4))。

（b）非トレーディング機関に対する与信上限

バンキング勘定において、1 顧客あたり責任自己資本額 (Tier 1+Tier 2) の 25% までという与信上限が適用される (KWG §13(3))。

¹⁹ トレーディング機関、非トレーディング機関の定義については、「（２）規制対象」の項を参照のこと。

② 与信上限の特例

(a) トレーディング機関

バンキング勘定の合計ポジションが上限（Tier 1+2 の 25%）以内であり、BaFin の承認を得ていれば、トレーディング勘定の合計ポジションは、Tier 1+2+3（※）に対し、1 顧客あたり 500%まで認められる（KWG § 13a(5)）。

ただし、この 500%という上限を 10 日超にわたって超過している顧客がある場合、このような超過を起こしている顧客全てについての、500%を超過している部分の合計額を、Tier 1+2+3（※）の 600%以内に収めなければならない（KWG § 13a(5)）。

（※）Tier 1+2+3 のうち、バンキング勘定の信用リスク、トレーディング勘定のカウンターパーティ・リスク、およびオペレーショナルリスクの補填に必要とされる資本は控除する。

（２） 規制対象

① 与信側の規制対象

(a) 規制対象となる金融機関

規制対象は信用機関である。一般の信用機関（以下、「トレーディング機関（Handelsbuchinstitut）」という）とトレーディング勘定取引の規模が小さい信用機関（以下、「非トレーディング機関（NichtHandelsbuchinstitut）」という）とに分類され、規制内容が多少異なる。

ここで、非トレーディング機関とは、以下の 1～3 の条件のすべてに該当する信用機関のことをいう（KWG§2(11)）。

- 1 機関のトレーディング勘定の比率が、機関のオン及びオフバランス取引総額の 5%を超えない。
- 2 トレーディング勘定の各ポジションの合計額が、通常の場合において 1,500 万ユーロを超えない。
- 3 いかなる時点においても、トレーディング勘定の比率が機関のオン及びオフバランス取引総額の 6%を超えず、かつトレーディング勘定の全ポジションの総額が 2,000 万ユーロを超えない。

(b) 単体ベース／連結ベースでの適用

信用機関は、単体ベースで与信上限を遵守する必要がある（KWG § § 13(3)13a(3)）。加えて、グループ企業のいずれかが単独で自社の Tier 1+2 の 5%以上に相当する

与信を行っている受信者については、単体での遵守に加え、連結ベースにおいても与信上限を遵守することが必要となる（KWG § 13b(3)）。

1) 合算の範囲

ドイツでのグループ監督は、グループの構造に応じて信用機関グループ、あるいは金融持株会社グループに対して行われ、大口信用供与規制における合算範囲も、これらのグループの範囲に順ずる。

それぞれの連結範囲は以下のとおりである。

a) 信用機関グループ（KWG § 10a）

- ・ ドイツ国内に住所を持つ親会社、およびその金融子会社。
- ・ 信用機関と、銀行・有価証券サービス又は投資業務を行う他の企業との間に水平グループが形成される場合も、信用機関グループとみなされる。

b) 金融持株会社グループ（KWG § 10a）

- ・ ドイツ国内に住所を持つ金融持株会社とその金融子会社。

2) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

KWG でいう「子会社」は、「商法典 § 290 に基づいて子会社とみなされる企業（※）、および法的形態や居住地にかかわらず支配的影響を行使できる企業」と定義されている（KWG § 1(7)）。

したがって、

- ・ 商法上、子会社とされる会社のうち、金融業務を営むもの（信用機関、投資会社、金融会社、付随サービス提供会社、電子マネー機関、支払機関）以外は、大口信用供与規制上の与信者の範囲には含まれない。
- ・ 一方、商法上は子会社とならなくても、大口信用供与規制上の与信者には含まれる場合もありうる。

※ 商法典 § 290 による子会社の定義

- ・ 社員議決権の過半数を所有。
- ・ 社員であり、かつ管理機関又は監査機関の構成員の過半数を選任・解任する権利を保有。
- ・ 契約又は定款規定に基づき、支配的影響を及ぼす権利を保有。

商法上、すべての国内および国外子会社は連結されなければならないとされている（商法典 § 294(1)）。ただし、連結除外を要求される場合や、連結会社の任意で除外することのできる場合もある。

3) 合算の範囲に海外子会社も含まれるか

海外子会社による信用供与も、大口信用供与規制上の合算範囲に含まれる。

② 受信側の規制対象

(a) 同一の受信者とみなされる範囲

2以上の自然人、法人、もしくはパートナーシップのうち1つが、非間接的又は間接的に、支配的な影響力を他の者に及ぼす場合には、これらの者は単一の受信者であるとみなされる（KWG §19(2)）。

以下の1～3のような場合には特に、非間接的又は間接的な支配的影響力が推定される（KWG §19(2)）。

- 1 株式会社法 § 18 でいう同一のKonzern（※）に属している企業の場合。
- 2 収益のすべてを他の企業に移転することを契約によって義務付けられている企業の場合。
- 3 過半数を所有されている企業と、その企業の持分の過半数を保有している企業又はその他の者との場合。

(※) 同一のKonzernに属する企業（株式会社法 § 18）

- ・ 1社の支配的企業と1社以上の従属企業が一元的な指揮下にまとめられている場合、これらの企業は同一のKonzernに属しているものとみなされる（従属Konzern）。
- ・ 支配契約により一元的な指揮が取り決められているか、一方の企業が他の企業に編入されている場合は、一元的な指揮下にまとめられているとみなされる（契約Konzern）。支配契約や編入がなくても、支配的企業が従属的企業に事実上の指揮を行っている場合には、やはり一元的な指揮下にまとめられているとみなされる（事実上のKonzern）。
- ・ 一方の企業が他の企業に従属しない場合にも、統一的な指揮下にまとめられている場合には、Konzernを形成するとみなされる（水平Konzern）。

また、2以上の自然人、法人、もしくはパートナーシップの間に、従属的な関係が存在する場合にも、支配関係が存在するとみなされる。従属的な関係とは、一方が経済的困難、特にリファイナンスや債務償還の困難に陥った場合に、他の者にもリファイナンスや債務償還の困難が生じる可能性が高いことをいう（KWG § 19(2)）。

(b) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

BaFin では、大口信用供与規制における受信者の合算範囲について、前項(a)に記載した KWG §19(2)の3条件をもっとも重要視している。ただし、KWG での合算範囲と商法典あるいは IFRS における連結構成要因の範囲の比較は行ったことがないので、両者との関係についてはコメントできないとのことであった。

なお、KWG §19(2)では議決権の過半数を保有する場合に合算範囲に含めているが、これは商法上の基準（商法典 § 290(2)）と共通している。

(c) 規制の実効性確保について

金融機関では、KWG § 19(2)の基準に照らし、決算書や従属報告書などをチェックして、受信者として合算すべき範囲を確認している。

BaFin およびドイツ連邦銀行では、受信者間の合算範囲についての明確なガイドランスは公開していない。ただしドイツ連邦銀行では、大口信用供与規制の対象になるものを中心に、グループの関係性を調べている。

③ 「信用供与（エクスポージャー）」の範囲

(a) 法令上の規定

エクスポージャーの範囲についての KWG の規定は以下のとおりである。BaFin によると、エクスポージャーの範囲は列挙された取引項目に限定されるものではなく、これらは例示に過ぎないとのことであった。

KWG § 19 第 13 条～13b 条および第 14 条における与信および受信者の定義

- (1) 第 13 条～13b 条および第 14 条における与信（Kredite）とは、資産項目、デリバティブ取引、支払保証及びその他のオフバランス項目をいう。

第 1 文でいう資産項目とは：

1. 中央銀行および郵便振替機関への準備預金
2. 公的機関の発行する負債証券、および中央銀行によるリファイナンスの対象となる為替手形
3. コルレス取引による支払が行われた際に、回収途上にある現金項目
4. 金融機関から顧客へのエクスポージャー
商品取引を行う金融機関の商品取引におけるエクスポージャーや、リース債権も含む。
5. 負債証券およびその他の確定利付証券（デリバティブ取引が付随しないもの）

6. 株式およびその他の変動利回り証券（デリバティブ取引が付随しないもの）
7. 会社の参加権付き持分
8. 関連会社の株式
9. （廃止）
10. その他、カウンターパーティ・リスクを生じる資産

第1文でいうその他のオフバランス項目とは

1. 流通手形
2. 譲渡手形から生じた裏書債務
3. 資産項目に関連する保証
4. 契約履行保証および上記3号で挙げられている以外の保証および瑕疵担保（デリバティブに該当するものは除く）
5. 信用状の発行・承認
6. 住宅貸付組合が、第三者による契約保有者へのつなぎ融資の清算のために提供する無条件のコミットメント
7. 第三者の負債への担保の提供から生じる負債
8. 要請に応じて買戻しを行うという契約の下で、譲渡人のポートフォリオから控除され、第三者に移転した資産項目
9. 信用リスクが売却する金融機関に残る、償還請求付きの資産項目の売却
10. アウトライト・フォワード買い取引において購入する資産項目
11. 定期預金（Termineinlage）の期日における投資（Plazierung）
12. 買付承諾（Ankaufszusage）およびリファイナンス承諾（Refinanzierungszusage）
13. 未使用のコミットメント枠
14. 信用デリバティブ
15. 賃借人が義務を負っていないしは義務を負う可能性がある、貸借対照表にまだ認められていない支払の賃貸契約の要求、および、選択権の行使を促進する、賃貸対象の購入における賃借人の選択権
16. 貸借対照表に含まれない取引（貸倒リスク（Adressenausfallrisiko）があり、1～14号に含まれていないもの）

(1a) デリバティブ取引とは、裏付資産に関連した購入、交換、ないし同様の取引という形で行われ、その価値が裏付資産によって決定され、決済期日が後日であるために、契約当事者の少なくとも一方にとっては将来の価値が変動する先物契約もしくはオプション契約のことをいい、金融差金決済取引もこれに含まれ

る。なお、デリバティブを裏付資産とする取引であってもよい。

ただし、以下の 1～6 はエクスポージャーに含まれない (KWG § 20(1))。

- 1 外国為替取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日から 2 営業日間のエクスポージャー
- 2 有価証券の売買取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日又は証券の受渡日（いずれか早いほう）から 5 営業日間のエクスポージャー
- 3 支払サービスの実行、通貨の決済・清算、顧客のためのコルレス銀行取引又は金融商品の決済、清算およびカスタディサービスを含めた資金移動の提供の場合に、資金受取の遅延や顧客の活動に起因するその他のエクスポージャーで、実行の翌営業日以降まで継続しないもの
- 3a 金銭保証。それは顧客への金融市場ビジネスの文脈において供託されているもの、もしくは取り決められた支払期間あるいは事業日の解約告知期間を超えていないもの
- 4 支払サービスの実行、通貨の決済・清算、顧客のためのコルレス銀行取引を含めた資金移動の提供の場合に、これらのサービスを提供する期間への日中エクスポージャー
- 5 金融機関の資本から控除されているエクスポージャー
- 6 貸倒償却されたエクスポージャー

(b) エクスポージャーへの該当有無

1) 社債・CP

エクスポージャーに該当する。BaFin によると、固定利付社債は上記(a)項にてあげた KWG §19(1)の資産項目の 5 号（負債証券およびその他の確定利付証券）、変動利付社債や CP は 10 号（その他、カウンターパーティ・リスクを生じる資産）にあたると考えられるとのことである。

2) 未使用のコミットメント枠

上記(a)項にてあげた KWG §19(1)のオフバランス項目 13 号（未使用のコミットメント枠）にあるとおり、エクスポージャーに該当する。

なお、一年以内に満期の到来する未使用のコミットメント枠は、契約金額の 50%のみがエクスポージャーに算入される (GroMiKV § 11)。

3) トレーディング勘定における取引

トレーディング勘定における取引とバンキング勘定における取引とを区別して取り扱うという規定はなく、どちらも同じように大口信用供与規制の対象となる。

なお前述のとおり、トレーディング勘定における取引に対しては、与信上限の特例が適用される（「(1) ②与信上限の特例」の項を参照のこと）。

4) インターバンクにおける貸付

受信者が金融機関である場合の例外規定はなく、他の与信対象の場合と同様に、大口信用供与規制の対象となる。

ただし、小規模金融機関が行う金融機関向け与信に対しては、与信上限の特例がある（「⑥金融機関間与信の取扱い」の項を参照のこと）。

また、以下のような外国為替取引、証券取引における決済や資金決済に係る短期のエクスポージャーは除外される。

- ・ 外国為替取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日から 2 営業日間のエクスポージャー
- ・ 有価証券の売買取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日又は証券の受渡日（いずれか早いほう）から 5 営業日間のエクスポージャー
- ・ 支払サービスの実行、通貨の決済・清算、顧客のためのコルレス銀行取引又は金融商品の決済、清算およびカスタディサービスを含めた資金移動の提供の場合に、資金受取の遅延や顧客の活動に起因するその他のエクスポージャーで、実行の翌営業日以降まで継続しないもの
- ・ 支払サービスの実行、通貨の決済・清算、顧客のためのコルレス銀行取引を含めた資金移動の提供の場合に、これらのサービスを提供する期間への日中エクスポージャー

5) 他の銀行に対する預金

エクスポージャーに該当する。預金については、上記(a)項にてあげた KWG §19(1)の資産項目 10 号（その他、カウンターパーティ・リスクを生じる資産）にあたると思われる。

6) 他国の親会社等に対する預け金

EEA 域外の第三国に所在するグループ企業に対する預け金は、大口信用供与規制の対象になる。

他の EEA 域内国に所在するグループ会社への与信は、域内の監督機関によって連結ベースの監督を受けており、グループ内での資本の移動に障害がなければ、与信上限の適用除外を受けられる（「⑤グループ内与信の取扱い」の項を参照のこと）。

④ 適用除外となる受信者

受信者が以下の a)～d)に該当し、信用リスク計測の標準的手法において無担保貸付に対するリスクウェイトが 0%となる場合には、当該受信者に対する与信は与信上限の適用対象となるエクスポージャーに含まれない (KWG § 20(2)1)。

- a) ドイツ国外の中央政府又は中央銀行、ドイツ連邦政府、ドイツ連邦銀行、法的に連邦政府に従属する特別基金
- b) 多国間開発銀行又は国際機関
- c) ドイツ国外の地方政府や地方の公共事業機関、ドイツ国内の州政府・地方政府・地方政府の連合団体、法的に州政府・地方政府・地方政府の連合団体又は公的セクターにおける機関に従属する特別基金
- d) 上記 a)～c)のいずれかによる明示的な保証を受けているエクスポージャー (保証提供機関のリスクウェイトが 0%である場合に限る)

なお、EEA 域内でリスクウェイト 20%が適用される地方政府・地方公共団体への与信、および公法上の宗教団体への与信は、大口信用供与規制の適用が部分的に免除され、与信額の 20%のみをエクスポージャーに算入することとされている (GroMiKV § 10)。

【清算機関へのエクスポージャー】

信用機関から清算機関へのエクスポージャーは、BaFin が指定したものに限り、与信上限の適用対象外となるとされている (GroMiKV §9(1))。実際には、清算機関としての業務から生じる債権のみが、適用除外の対象となっている。

【協同組織金融機関ネットワークにおけるエクスポージャー】

協同組織金融機関ネットワークにおける単位機関から中央機関へのエクスポージャーや、単位機関の間でのエクスポージャーは、原則としては適用除外にならない (GroMiKV § 9(3))。

ただし、以下の条件を満たしている場合には、例外的に除外になる (KWG § 10c(2))。

- ・ 与信が、受信機関の自己資本 (Tier 1, 2, 3) に算入されない。
- ・ 受信者が、信用機関、投資会社、金融持株会社、金融会社又は付随サービス提供企業であり、KWGに基づく監督下にあるか、投資会社として投資法に基づく監督下にあるか、又は BaFin が審査権および命令権限を有する。
- ・ 与信者および受信者が国内に住所をおいている。
- ・ 受信者から与信者に遅滞なく自己資本を移動すること、また受信者が与信者に債務を返済することが法律上問題なく、実際に大きな障害がないと考えられる。

- ・ 与信者と受信者の間で契約又は定款によって責任合意が締結されており、デフォルト回避のための流動性および支払能力が必要なときに確保されている。
- ・ 責任合意により、協同組織金融機関のスキームがその責務の枠内で、すぐに提供できる資金から必要な援助を行うことが保証されている。
- ・ 協同組織金融機関のスキームが一元的に管理する適切なリスク監視および評価システムを有し、各参加メンバーおよびスキーム全体のリスク状況を総合的に把握でき、必要に応じて介入が可能である。また、当該システムによって適切なデフォルト監視を確保している。
- ・ 協同組織金融機関のスキームが独自のリスク評価を行い、結果を各メンバーに通知する。
- ・ 協同組織金融機関のスキームが少なくとも年に1度、スキームの会計・営業報告の要約を公表するか、以下のものから成る報告書を公表する。
 - － 全体の資産一覧表
 - － 全体の損益計算書
 - － 営業報告書
 - － スキーム全体に関するリスク報告書
- ・ 協同組織金融機関のスキームのメンバーがスキームからの脱退を少なくとも24ヶ月前に通知する義務を負う。
- ・ 自己資本の算出で考慮可能な構成部分の重複がなく、スキームのメンバー間で不適切な自己資本の形成がない。
- ・ 協同組織金融機関のスキームのメンバーがほぼ同一種類のビジネスプロフィールを持ち、スキームが十分な数のメンバー機関を有している、かつ
- ・ 協同組織金融機関のスキームが一元的に管理するリスク監視および評価システムについて、BaFin がこれを適切と認め、定期的な間隔で監査を行っている。

⑤ グループ内与信の取扱い

(a) グループ内与信に関する特例の有無

信用機関グループ又は金融持株会社グループ内²⁰での与信は、大口信用供与規制の対象に含まれない（KWG §19(2)）。EEA 域内の監督機関によって連結ベースでの監督を受けているのであれば、他の EEA 域内国に所在しているグループ内企業に対する与信も対象外となる（KWG §19(2), GroMiKV §9(2)）。

²⁰ 信用機関グループ、金融持株会社グループの範囲については、「(2) ①与信側の規制対象」の項を参照のこと。

なお、KWG では「混合企業（金融機関と他業種企業とを共にグループ内に保有する持株会社）」の傘下にあるグループ、および金融コングロマリットのグループ内与信に関しては、財務省の制定する政令に基づく与信上限を適用するという規定がある（KWG § § 13c(1)、13d(2)）。しかし、財務省は当該政令を未だ制定していないため、これらのグループ内与信に対し、現時点では特例の適用はない。

(b) 特例の対象となるグループ企業の範囲

グループ監督上の「信用機関グループ」および「金融持株会社グループ」と共通である（71 ページご参照）。

⑥ 金融機関間与信の取扱い

下記の小規模金融機関に対する特例を除き、金融機関が他の金融機関に対して行う信用供与も、一般の信用供与と同様に、大口信用供与規制の適用対象となる。

【小規模金融機関に対する特例】

以下の条件に該当するトレーディング機関および非トレーディング機関の与信上限は、Tier 1+2 の 25% 又は 1 億 5,000 万ユーロのうち、いずれか大きいほうとなる（KWG §§13(3), 13a(3)）。

本特例の適用条件は以下のとおりである。

- ・ 責任自己資本（Tier 1+2）が 6 億ユーロ未満。
- ・ 受信者が金融機関、又は金融機関を含むグループ。
- ・ 受信者がグループの場合、グループ企業のうち非金融機関である企業への与信額の合計が、責任自己資本の 25% 以内に収まっている。

1 億 5,000 万ユーロという与信上限の適用を受ける金融機関は、自行の与信集中リスクに対する内部統制手続きに沿って、自己資本から見て妥当な与信上限を設定する。ただし、この上限は自己資本の 100% を超えないものとする。ただし、BaFin への申請により、これを上回る上限を設定することも可能である。

(3) 算出方法

① エクスポートの額の算出方法

(a) オンバランス項目

簿価（Buchwert）をベースとし、価格変動リスクに応じた修正（Einzelwertberichtigung）を加える。ただしリース債権とリース物件の帳簿価額の実現や売却に伴う金額は除く（GroMiKV §2(1)）。

(b) オフバランス項目

取引項目ごとに算出方法が規定されている（GroMiKV §2(1)）。

- ・ 債務保証（Patronatserklärung）およびそれと同等に見なされうる包括的な保証（Globalgarantie）：
当該機関への信用を除く、保証された企業が有している信用。ただし保証された企業にすでに払い込まれた資本金と予定されている準備金は含まない。
- ・ 証券・商品のレポ取引（Pensionsgeschäft）における売却・貸付およびこれらの貸付取引：
その証券もしくは商品の簿価。
- ・ 証券・商品のレポ取引における買入・借入およびこれらの借入取引：
引き渡された金額、あるいは対価として置かれた証券もしくは商品の簿価。
- ・ 実質的なロンバード信用（Lombardkreditgeschäft）：
供与された信用額。
- ・ その他のバランスシート外の取引：
当該機関が保証せねばならない金額。金額が算定できない場合にはバランスシート上の価値。

なお、レポ取引、証券貸借取引、証券ロンバード信用取引に係るエクスポートについては、内部格付手法による算出も可能である（GroMiKV §2(2)）。

(c) デリバティブ取引

取引項目ごとに算出方法が規定されている（GroMiKV §2(1)）。

- ・ スワップ取引：
実質的な元本。実質的な元本で算定できない場合、取引対象の現在市場価値。

- ・ その他のデリバティブ取引：
実質的に実現されるとの仮定の下で、現在の市場価値へと換算された、当該機関が有する取引対象の供給もしくは買取に関する請求権。

具体的な算出方法は、信用リスク計測の標準的手法又は内部格付手法の下でのデリバティブ取引のエクスポージャー算出方法（内部モデル方式、標準方式、カレント・エクスポージャー方式）のいずれかによる（GroMiKV §2(2)）。

(d) トレーディング勘定とバンキング勘定との算出方法の違い

トレーディング勘定では、ショートポジションとロングポジションのネットtingが可能といった違いがある（GroMiVK § 30）。

② 自己資本の定義

大口信用供与規制上の自己資本としては、「責任自己資本（haftdende Eigenkapital）」と「自己資金（Eigenmittel）」とが用いられる。

「責任自己資本」とは、「Tier 1+Tier 2－控除項目」のことをいう。

一方、「自己資金」は、「責任自己資本+Tier 3」のことをいう（KWG § 10(2)）。

トレーディング機関および非トレーディング機関に対する一般的な与信上限と、対応する自己資本との関係は表 5 のとおりである。

表 5 与信上限と自己資本の範囲との対応：ドイツ

対象金融機関	対象となるエクスポージャー (上限値)	自己資本として 用いられるもの
トレーディング機関	バンキング勘定の合計ポジション (25%)	責任自己資本
	全ての取引の合計ポジション (25%)	自己資金
非トレーディング機関	信用供与総額 (25%)	責任自己資本

③ 信用リスク削減手法の勘案

(a) 金融資産担保

1) 勘案可能な金融資産担保

勘案可能な金融資産担保は、自己資本比率規制上の適格金融資産担保と同一である（GroMiVK §12(1)）。

2) 金融資産担保の勘案方法

信用機関は、自己資本比率規制において自機関が採用している信用リスク測定手法でのアプローチに応じて、大口信用供与規制上のエクスポージャーに対する金融資産担保の効果を勘案する。

a) 金融資産担保の簡便手法を用いている信用機関：

担保となる金融資産の発行者のリスクウェイトが受信者よりも低い場合、当該担保の市場価格によって保証されているエクスポージャーの額を受信者のエクスポージャーから差し引き、発行者に対するエクスポージャーに置き換えることができる（GroMiVK §13(2)）。

b) 金融資産担保の包括的手法を用いている信用機関：

BaFin への申請により、大口信用供与規制上も、ボラティリティ調整、期日ミスマッチを考慮に入れたエクスポージャーの調整値を用いることができる（GroMiVK §12(1)）。

c) 内部格付手法において LGD や換算係数の自行推計を行う許可を得て、LGD に関連する他の要素に左右されることなく、金融資産担保が信用リスクに及ぼす影響について信頼できる評価が行える信用機関：

BaFin への申請により、大口信用供与規制上のエクスポージャーについても、自行推計による金融資産担保の効果を勘案することができる（GroMiVK §12(2)）。

(b) 不動産担保

1) 勘案可能な不動産担保

住宅不動産（賃貸物件も含む）および商業用不動産は、担保として勘案できる（GroMiVK §14）。

2) 不動産担保の勘案方法

住宅用不動産の場合、担保価額の 60% をエクスポージャーから差し引く。

商業用不動産の場合、担保物件の市場価格の 50%、あるいは法令によって定められた算出方法に基づく担保価額の 60%のいずれか小さいほうをエクスポージャーから差し引く（GroMiVK §14）。

(c) 自行預金担保

以下に該当する預金担保によって保全されている額は、エクスポージャーから差し引くことができる（KWG §§20(2), 20b）。

- ・ 与信者である信用機関、又はその親会社又は子会社である信用機関に預入れられた現金預金、又はクレジットリンク債の発行において信用機関が受け取る現金同様の金融商品。
- ・ 与信者である信用機関、又はその親会社又は子会社である信用機関が発行し、これらの機関が保管している預金証券。

(d) その他の担保

運送証券付き信用状の発行・承認については、保証金額の 50%のみをエクスポージャーとして算入する（GroMiKV §11）。

(e) 債務保証

1) 勘案可能な債務保証

自己資本比率規制上、適格とされる第三者保証は、その効果を勘案することができる（GroMiKV §13(1), 支払能力に関する政令²¹ §§154(1), 162）。

2) 債務保証の勘案方法

保証対象となっている額を、受信者のエクスポージャーから差し引き、保証提供者へのエクスポージャーに置き換えることができる。ただし、保証提供者のリスクウェイトが、受信者のリスクウェイト以下でなければならない（GroMiKV §13(1)）。

(f) 信用デリバティブ

自己資本比率規制において勘案可能な信用デリバティブは勘案できる。効果の勘案方法は、債務保証と同様である（GroMiKV §13(1), 支払能力に関する政令 §162）。

²¹ Verordnung über die angemessene Eigenmittelausstattung von Instituten, Institutsgruppen und Finanzholding-Gruppen (Solvabilitätsverordnung - SolvV)

(4) 大口信用供与に係る監督の状況

① 大口信用供与に関する当局への報告義務

(a) 大口信用供与に関する報告義務

トレーディング機関は、すべての取引についての与信総額が自己資金 (Tier 1+2+3) の 10%以上となる場合、また与信総額からトレーディング勘定におけるエクスポージャーを除いたもの (バンキング勘定における与信総額) が責任自己資本 (Tier 1+2) の 10%以上となる場合、ドイツ連邦銀行への報告が求められる (KWG §13a(1))。

非トレーディング機関は、同一の顧客に対する与信の総額が責任自己資本の 10%以上になった場合、ドイツ連邦銀行に報告しなければならない (KWG §13(1))。

上記はいずれも、ドイツ連邦銀行への四半期ごとの報告の中で行う。

(b) 150 万ユーロ以上の与信に関する報告義務

上記(a)項の大口与信に関する報告のほかに、信用機関は、信用供与の総額が 150 万ユーロ以上である受信者について、3 ヶ月に一度、ドイツ連邦銀行に対して報告を行うことが求められる (KWG §14(1))。現在、本報告は(a)項による自己資本 10%以上の与信に関する報告と同時に行われている。

複数の債務者が同一の受信者であるとみなされる場合、信用機関は本報告において、個々の債務者の負債および予想される貸倒率に関する情報を含めなければならない (KWG §14(3))。

信用機関グループおよび金融持株会社グループに属する企業のいずれかが 150 万ユーロ以上の与信を行っている顧客については、上位企業 (親銀行、持株会社) がまとめて報告を行う。また、各グループ企業単体による信用供与額は 150 万ユーロ未満であっても、グループ全体での与信額総額が 150 万ユーロ以上になる顧客についても、グループの上位企業が報告を行う (KWG §14(1))。

なおドイツ連邦銀行では、信用機関からの報告によって複数の金融機関が同一の顧客に対して総額 150 万ユーロ以上の与信を行っていることが判明した場合、当該顧客の負債総額、その顧客が属するグループの負債総額、関与している企業の数、当該顧客に対して予測される貸倒率についての情報を、該当する金融機関に還元する (KWG §14(2))。

② 与信上限超過時の対応

(a) 当局が超過を認識する方法

信用機関は、自己資本の 25% という与信上限を超過した場合、BaFin とドイツ連邦銀行に遅滞なく報告し、超過分については自己資本の積み増しを行う義務がある (KWG §§13(3), 13a(3))。

(b) 上限を超えた金融機関に対する措置

上限超過が信用機関や受信者の M&A や資産価値の低下等による場合、BaFin はケースバイケースの判断で、資本積増義務を一時的に免除する (KWG §§13(3), 13a(3))。この場合、BaFin では是正に向けたスケジュールを作成し、モニタリングを行う。

BaFin によると、トレーディング機関と非トレーディング機関とで、与信上限超過時の対応に違いはないとのことである。

③ 規制の潜脱に対する対応

BaFin によると、規制潜脱にあたるような事例はほとんど認識していないとのことである。

(5) 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用

EEA 域内で設立された銀行、および EU 域内と同等の監督に服している第三国で設立された銀行のドイツ国内支店は、KWG における例外規定 (KWG §§53b, 53c) により、大口信用供与規制 (KWG §§13, 13a) の適用が免除される。

実態としては、BaFin は監督上、本国における金融監督が EU と同等とみなされるケースについてのみ支店の設置を認めており、外国銀行支店に対してドイツの大口信用供与等規制を適用しているケースはないために、外国銀行支店に対する大口信用供与規制のあり方について考慮するに至っていない。

(6) 大口信用供与等規制についての考え方

① 企業によるグループ再編の支障となる懸念

BaFin では、大口信用供与規制が企業によるグループ再編の支障になるという認識を持っていない。

② バーゼルⅢ導入後の大口信用供与等規制の方向性

BaFin によると、自己資本を Tier 1 に近づけていく対応については、EU レベルで検討がなされているとのことである。

現在、欧州委員会において策定が進められている資本要求規則 (Capital Requirement Regulation: CRR) では、大口信用供与等規制上の自己資本として「Tier 1+Tier2 の 3 分の 1」が用いられるようになる見込みである (CRR 提案第 4 条)。

③ 現在、改正を検討している事項

上述のとおり、欧州委員会において CRR の策定が進行中であり、2013 年からの施行が予定されている。

CRR は「EU 規則 (Regulation)」であるため、施行されると各国に対して強制力を持つ。そのため CRR の施行後は、ドイツの現状の規制 (KWG、GroMiKV など) はこれに置き換えられ、廃止になる。

(7) その他の信用集中規制について

自己資本比率規制の第 2 の柱の一環として、監督を実施している。

フランス

フランスの大口信用供与等規制については、金融健全性規制監督機構（L'Autorité de contrôle prudentiel : 以下、ACP という）が、主に「大口信用供与に関する 1993 年 12 月 21 日付第 93-05 条例（Règlement n° 93-05 du 21 décembre 1993 relatif au contrôle des grands risques、以下、第 93-05 条例という）」に基づき監督している。

（１）与信上限

① 一般的な与信上限

与信上限は、自己資本の 25%（第 93-05 条例 第 1 条の 1）である。

② 与信上限の特例

トレーディング勘定におけるエクスポージャーについては、以下のような与信上限の特例がある。ただし、非トレーディング勘定でのエクスポージャーは、25%の上限以下にとどめなければならない（第 93-05 条例 第 1 条の 1、2007 年 2 月 20 日の省令²² 第 341 条の 1）。

- 期間が 10 日以下であれば、自己資本の 500%までの信用供与が可能。ただし、25%という基準を超過した分のエクスポージャーに係る必要自己資本の 200%相当を積み増す必要がある。
- トレーディング勘定におけるすべての受信者へのエクスポージャーの総額が自己資本の 600%以下であれば、10 日超の期間にわたって、25%の与信上限を超過することができる。ただし、超過分のエクスポージャーに係る必要自己資本に、所定の係数（表 6 参照）を乗じただけの自己資本の積み増しが必要である。

²² 「金融機関と投資サービス会社に適用されうる自己資本の必要量に関する 2007 年 2 月 20 日の省令（Arrêté du 20 février 2007 relatif aux exigences de fonds propres applicables aux établissements de crédit et aux entreprises d'investissement）」
http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=0D5BC95753A3F14FC2AFD590A5DAA787.tpdjo04v_1?cidTexte=JORFTEXT000000791277&dateTexte=20120529

表 6 与信上限超過時に、自己資本の必要量に適用される乗数係数

超過の程度	自己資本の必要量に適用される乗数係数
25%～40%	200%
40%～60%	300%
60%～80%	400%
80%～100%	500%
100%～250%	600%
250%以上	900%

(2) 規制対象

① 与信側の規制対象

(a) 規制対象となる金融機関

銀行法の適用対象となる信用機関、所定の条件にあてはまる投資サービス会社、および金融持株会社 (compagnie financière) が対象となる (第 93-05 条例 第 1 条の 1)。

金融持株会社とは、すべての、あるいは主たる子会社が信用機関であり、そのうちの少なくとも一つが信用機関又は投資サービス会社である金融関連機関で、信用機関、投資企業又はミックス・ホールディング金融持株会社以外のものをいう (通貨金融法典 L.517-1 条)。

(b) 単体ベース／連結ベースでの適用

ACP による監督を単体ベース、連結ベースのいずれによって受けているかにより、大口信用供与規制が単体ベースで適用されるか、連結ベースで適用されるかが変わってくる。

単体での監督を受けている信用機関は、単体に対して大口信用供与を受ける。

連結ベースでの監督を受けている信用機関や金融持株会社は、大口信用供与規制についても、連結ベースでの適用を受ける (第 93-05 条例 第 1 条の 3)。

1) 合算の範囲

大口信用供与規制における与信側の合算範囲は、以下のような信用機関の連結監督における連結範囲と同一である。

信用機関の連結監督における連結範囲は次のとおりである (第 2000-03 条例²³ 第 7 条)。

- ・ 金融の性質を持つ業務を行う、排他的支配を受ける企業 (子会社) は全部連結。
- ・ 金融の性質を持つ業務を行う、共同支配を受ける企業 (ジョイントベンチャー) は比例連結。
- ・ 金融の性質を持つ業務を行う、重大な影響を受ける企業 (関連会社) は持分法による連結。

²³ 「連結ベースでの金融監督と補足的監督に関する 2000 年 9 月 6 日の条例第 2000-03 号 (Règlement n°2000-03 du 6 septembre 2000 relatif à la surveillance prudentielle sur base consolidée et à la surveillance complémentaire)」
http://www.banque-france.fr/cc/rf/fr/pdf/CRBF2000_03.pdf

2) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

1)の大口信用供与規制における与信側の合算範囲は、商法典による連結範囲と基本的に同一である。ただし、大口信用供与規制における合算範囲には、金融以外の業務を行う子会社、ジョイントベンチャー、関連会社が含まれない。

なお、第 2000-03 条例では、連結範囲を決定するにあたっての「排他的支配」「共同支配」「重大な影響」の定義として、会計規制委員会の条例第 99-07 号、又は IFRS 基準での概念を準用するとしており（第 1 条 b)）、大口信用供与上の合算範囲と、会計上の連結範囲とは整合的なものとなっている。

3) 合算の範囲に海外子会社が含まれるか

ACP によると、海外子会社も合算されるとのことである。

② 受信側の規制対象

(a) 同一の受信者とみなされる範囲

大口信用供与規制の適用にあたり、「一方が財政上の問題を抱えた場合、特に融資又は返済の困難を抱えた場合に、他の者も同じく融資又は返済の困難を抱えることになる関係」にある自然人又は法人は、同一の受信者であるとみなされる（第 93-05 条例 第 3 条）。

以下の(1)~(4)のような場合は、受信者の間に上記のような関係があるものとみなされる（ただし、建築組合、又は EEA 域内の金融機関が発行する有価証券の場合は除く）（第 93-05 条例 第 3 条）。

- (1) 一方が他方に対し、直接又は間接的に排他的支配又は共同支配を持つほど資本のつながりがある者、又は同一の事実上の取締役の管理下におかれている者。
- (2) 互いに財政的依存関係にある地方自治体又は公共機関。
- (3) スワップ保証契約を締結している者、もしくは非常に重大な取引を行っている者。特に、下請契約又はフランチャイズ契約を結んでいる場合。
- (4) 同一の重要な資金調達源を持っている者。

ただし、これらの受信者が十分に独立していて、必要な慎重さを加味しても、一人の財政上の問題が他の人の返済の困難を引き起こすことがないという証拠を信用機関が提示した場合、ACP は、これらの受信者を同一人とはみなさないという認可を与えることができる（第 93-05 条例 第 3 条）。

(b) 会計原則・会社法の連結範囲との関係

受信者間に資本関係・支配関係がある場合には、同一の受信者であるとみなされる（(a)項であげた4つの条件のうち(1)）。この点に関し、「排他的支配」「共同支配」の概念については、商法上の規定が準用される。すなわち、以下のような場合には「排他的支配」「共同支配」が存在すると認められる（商法典 L.233-16 条）。

- ・ 他の企業に対する排他的支配が認められる条件
 - － 議決権の過半数を直接又は間接に保有
 - － 管理・指揮・監督機関構成員を2期連続で選任
（議決権の40%超を保有し、かつ、これを超える議決権を持つ共同出資者が存在しない場合、当該選任を行ったと推定される）
 - － 契約又は定款の規定により、支配的な影響を行使する権利を保有
- ・ 他の企業に対する共同支配が認められる条件
 - － 一定数の共同出資者又は株主が共同でその企業を経営し、その合意によって支配を分配

ただし、商法上の連結範囲には、「排他的支配を受ける企業（子会社）」「共同支配を受ける企業（ジョイントベンチャー）」のほかに「著しい影響を受ける企業（関連会社）²⁴」も含まれるが、これは大口信用供与規制上の同一受信者の範囲には含まれない可能性がある。

(c) 規制の実効性確保について

ACP によると、信用機関は融資先と密接な関係を持っているので、受信者の関係性について調査することは十分に可能であるとの認識である。

また、大口信用供与に関する信用機関からの報告を受けて、ACP 自身でも受信者の関係性の調査を行うことはあるが、基本的に信用機関は調べるべきことは調べているため、受信者側の合算の範囲について問題が生じることはないということである。

③ 「信用供与（エクスポージャー）」の範囲

(a) 法令上の規定

エクスポージャーの範囲は、自己資本比率規制という信用リスク、ポジションリスク又はカウンターパーティ・リスクにさらされている資産、およびデリバティブ取引とされており、包括的な規定となっている（第 93-05 条例 第 2 条）。

²⁴ 商法典 L233-16 条では、ある会社が直接または間接に他の会社の議決権の 20%以上を保有しているとき、「著しい影響」の行使が推定されるものとされる。議決権保有比率が 20%を下回っていても、実質的に著しい影響が見られると判断される場合には、連結対象とされる。

第 93-05 条例 第 2 条

(中略)

本条例を適用するにあたって、信用供与を、2007 年 2 月 20 日の省令²⁵の第 2 章と第 3 章で対象とされている信用リスク、同省令の第 7 章の 5・6 節の対象とされているポジションリスク又はカウンターパーティ・リスクにさらされている資産、又は 2007 年 2 月 20 日の省令の付属文書 2 の対象とされているオフバランス取引項目と定義する。

また、上記の修正後の第 90-02 条例に従う形で自己資本から差し引かれている項目はリスクから除外される。

2007 年 2 月 20 日の省令 付属文書 2

デリバティブ商品の種類

(1) 金利デリバティブ

- (a) 単一為替金利スワップ
- (b) ベーシススワップ
- (c) 金利先渡契約
- (d) 金利先物
- (e) 金利オプションの買い
- (f) その他、同様の性質を持つ契約

(2) 為替デリバティブおよび金取引に関連するデリバティブ

- (a) クロスカレンシー金利スワップ
- (b) 為替先渡契約
- (c) 通貨先物
- (d) 通貨オプションの買い
- (e) その他、同様の性質を持つ契約
- (f) 上記(a)～(e)と同様の性質を持つ、金取引に関連する契約

(3) その他の品目や指数を参照資産とする上記 1 (a)～(e)および 2 (a)～(e)と同様の性質を持つ契約。

また、以下のものはエクスポージャーには含まれない (第 93-05 条例 第 4 条の 5)

- a) 外国為替取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日から 2 営業日間のエクスポージャー

²⁵ 注釈 22 を参照。

- b) 有価証券の売買取引の場合に通常の決済の過程で生じる、支払日又は証券の受渡日（いずれか早いほう）から 5 営業日間のエクスポージャー
- c) 支払サービスの実行、通貨の決済・清算、顧客のためのコルレス銀行取引又は金融商品の決済、清算およびカストディサービスを含めた資金移動の提供の場合に、資金受取の遅延や顧客の活動に起因するその他のエクスポージャーで、実行の翌営業日以降まで継続しないもの
- d) 支払サービスの実行、通貨の決済・清算およびコルレス銀行取引を含めた資金移動の提供の場合に、これらのサービスを提供する機関への日中エクスポージャー

(b) エクスポージャーへの該当有無

1) 社債・CP

自己資本比率規制上のリスクアセットであり、大口信用供与規制においてもエクスポージャーに該当する。

2) 未使用のコミットメント枠

自己資本比率規制上のリスクアセットであり、大口信用供与規制においてもエクスポージャーに該当する。

ただし、原契約期間が 1 年以内、任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント契約は、与信契約において規制上の与信上限を超えない範囲でのみ引き出し可能とされている場合に限り、エクスポージャーから除外できる（第 93-05 条例 第 4 条の 1 の 1）。

3) トレーディング勘定における取引

トレーディング勘定における取引とバンキング勘定における取引とを区別して取り扱うという規定はなく、どちらも同じように大口信用供与規制の対象となる。

ただし前述のとおり、トレーディング勘定における取引には、与信上限の特例がある（「(1) ②与信上限の特例」の項を参照のこと）。

4) インターバンクにおける貸付

受信者が金融機関である場合の例外規定はなく、他の与信対象の場合と同様に、大口信用供与規制の対象となる。

ただし、小規模信用機関に対しては、与信上限の特例がある（「(2) ⑥金融機関間与信の取扱い」の項を参照のこと）。

また、下記のような外国為替取引、証券取引における決済や資金決済に係る短期のエクスポージャーは除外される（第 93-05 条例 第 4 条の 5）。

- ・ 外国為替取引：支払日から 2 営業日間
- ・ 金融商品の売買取引：支払日又は受渡日（いずれか早いほう）から 5 営業日間
- ・ 支払サービスの実行、通貨の決済・清算、顧客のためのコルレス銀行取引又は金融商品の決済、清算およびカストディサービスを含めた資金移動の提供の場合に、資金受取の遅延や顧客の活動に起因するその他のエクスポージャーで、実行の翌営業日以降まで継続しないもの
- ・ 支払サービスの実行、通貨の決済・清算およびコルレス銀行取引を含めた資金移動の提供の場合に、これらのサービスを提供する機関への日中エクスポージャー

5) 他の銀行に対する預金

預金は自己資本比率規制上のリスクアセットにも含まれており、大口信用供与規制上もエクスポージャーに該当する。

6) 他国の親会社等に対する預け金

EEA 内、又は監督の同等性が認められている第三国において、与信者である信用機関を含めた連結ベースでの監督対象になっているグループ会社であれば、大口信用供与規制の適用対象外となる（「⑤グループ内与信の取扱い」の項をご参照）。

④ 適用除外となる受信者

リスクウェイト 0%の中央政府、中央銀行、多国間開発銀行、国際機関、国内外の地方政府や公共事業機関への与信は、大口信用供与規制の適用対象外となる（第 93-05 条例 第 4 条の 1 の 2）。

法令に基づき、あるいは産業振興等を目的として、非営利で融資・保証業務を行う信用機関への与信も適用対象外となる。ただし、除外されるエクスポージャーは、このような融資・保証業務の枠組の中で行われた契約に限られる（第 93-05 条例 第 4 条の 1 の 2）。

なお、EEA 域内でリスクウェイト 20%が適用される地方政府・地方公共団体への与信は、大口信用供与規制の適用が部分的に免除される（与信額の 20%のみをエクスポージャーに算入）（第 93-05 条例 第 4 条の 2 の 2）。

【清算機関へのエクスポージャー】

清算機関へのエクスポージャーに対する大口信用供与規制の適用除外はなく、与信上限の遵守が必要となる（第 93-05 条例 第 2 条）。ACP によると、清算機関のリスクは信用機関と同等であるという考えから、適用除外の対象にはしていないとのことである。

【協同組織金融機関ネットワークにおけるエクスポージャー】

協同組織金融機関ネットワークにおける単位機関から中央機関へのエクスポージャーは、法令上は適用除外になる（第 93-05 条例 第 4 条の 1 の 2）。

ただし ACP は、個々の機関の実態に基いて、このようなエクスポージャーを大口与信規制の対象に含めることがある。例えば、現在クレディ・アグリコール・グループに対しては、単位機関から中央機関へのエクスポージャーに関して大口信用供与規制の適用がなされている。

⑤ グループ内与信の取扱い**(a) グループ内与信に関する特例の有無**

グループ企業への債権やオフバランス取引項目は、大口信用供与規制の適用を受けない（第 93-05 条例 第 4 条の 1 の 2）。

(b) 特例の対象となるグループ企業の範囲

大口信用供与規制の適用を受けないグループ企業の範囲は、次のとおりである（第 93-05 条例 第 4 条の 1 の 2）。

- ・ 信用機関の連結対象となっている国内の会社。
ただし、以下の(i)～(v)の条件を満たしている必要がある（2007 年 2 月 20 日の省令 第 16 条 f）。
 - (i) 信用機関、金融機関、有価証券投資管理会社、又はその他の銀行・金融に関連する業務を行う会社（カストディ業務を行う会社を含む）である。
 - (ii) 信用機関の連結範囲に含まれている。
 - (iii) 信用機関と同様のリスク評価と計測と監督の手続きに従う。
 - (iv) 信用機関と同じ加盟国に設立されている。
 - (v) 当該グループ会社から信用機関への自己資本の移動又は負債の返済を妨げるものが何もない。
- ・ 国外（EEA 内、監督の同等性が認められている第三国）の親会社、兄弟会社、子会社。ただし、与信者である金融機関を含めた連結ベースでの監督対象になっている場合に限る。
なお ACP は、このような国外のグループ会社に対する与信について、大口信用供与規制の意図から見て不適切であると判断した場合には、除外を認めない措置をとることができる。

⑥ 金融機関間与信の取扱い

下記の小規模信用機関に対する特例を除き、信用機関が他の信用機関に対して行う信用供与も、一般の信用供与と同様に大口信用供与規制の適用対象となる。

【小規模金融機関に対する特例】

自己資本の 25%よりも 1 億 5,000 万ユーロの額のほうが大きい場合（すなわち、信用機関の自己資本が 6 億ユーロ未満の場合）、当該信用機関から他の信用機関、又は信用機関のグループに対し、1 億 5,000 万ユーロまでの信用供与を行うことができる（第 93-05 条例 第 1 条の 1）。

ただし、与信先が信用機関を含むグループの場合、当該グループ内の信用機関ではない受信者に対する与信総額は、与信側の信用機関の自己資本の 25%を超えてはならない（第 93-05 条例 第 1 条の 1）。

また、自己資本の 25%よりも 1 億 5,000 万ユーロの額のほうが大きい（すなわち、自己資本が 6 億ユーロ未満の）信用機関は、自行の与信集中リスク管理方針および手続きに従って、自行の自己資本からみて適切な与信上限（ただし、自己資本の 100% 以下）を決定することが求められている（第 93-05 条例 第 1 条の 1）。

(3) 与信上限の算出方法

① エクスポートの額の算出方法

(a) オンバランス項目

大口信用供与規制の対象となるエクスポートの額は、財務諸表上（単体での監督を受けている信用機関は単体財務諸表、連結ベースでの監督を受けている信用機関は連結財務諸表）の額に対して引当金および信用リスク削減手法の効果を勘案した後、受信者のカテゴリーに応じた加重比率（表 7 ご参照）を乗じて算出する（第 93-05 条例 第 2 条、第 4 条）。

表 7 受信者カテゴリー別の加重比率

加重比率	受信者カテゴリー	根拠条文
0%	— 基金やそれと同一視されるもの。 — 2007 年 2 月 20 日の省令の第 2 章で対象とされる規定に従って、加重比率 0%が適用される、中央政府や中央銀行に対する債権やオフバランス取引項目。 — 2007 年 2 月 20 日の省令の第 2 章で対象とされる規定に従って、加重比率 0%が適用される、国際機構又は国際開発信用機関に対する債権やオフバランス取引項目。 — 2007 年 2 月 20 日の省令の第 2 章で対象とされる規定に従って、加重比率 0%が適用される、地方政府又は地方自治体や公共分野の機関に対する債権やオフバランス取引項目。 — 信用機関に対する債権やオフバランス取引項目。ただし、以下の条件を満たしていなければならない： ・それらの債権が当該信用機関の自己資本に当たらない。 ・最終支払い期日が 1 営業日後である。 ・主要な取引通貨建てではない。 — 信用機関が所有する、親会社、子会社、親会社の他の数々の系列会社、そのグループ（債権者である信用機関のグループ）とは別の中心体を備え持つ信用機関の組織網である提携機関若しくはその系列会社に対する、いかなる形の関与も含む、債権やオフバランス取引項目。ただし 2007 年	第 4 条の 1 の 2

	2月20日の省令第16条fの条件が守られていなければならない。 — 信用機関が所有する、親会社、親会社の他の系列会社、自身の子会社に対する、いかなる形の関与も含む、債権やオフバランス取引項目。ただし、それら債務側の会社は、欧州経済領域参加国において若しくは欧州経済領域の規準に相当すると金融健全性規制監督機構が認めた規準を有する非参加国において、債権側の信用機関と同じ連結ベースの監視下におかれていなければならない。（2011年11月23日の省令）ただし、金融健全性規制監督機構の事務局は、加重比率0%の適用が不適切であると判断した場合又は監視の目的の視点からみて誤解を招くような性質であると判断した場合、それに反対することができる。 — 非競争に基づいて機能していて、立法プログラムの下で又は経済の特定の分野を助成することが目的であるという地位の下で、融資を行ったり保証をしたりする信用機関に対する、債権やオフバランス取引項目。ただし、対象となるエクスポージャーはその枠組みの中で行われた契約に限られる。	
10%	— 通貨金融法典のL. 515-19条に規定された特権をもつ建築組合が発行した有価証券。 — 欧州経済領域参加国にあり、上で対象とされている有価証券と同等の有価証券の保持者を保護するねらいのある法的制度が敷かれている国に本拠地を構える信用機関が発行した有価証券。	第4条の1bis.
20%	— 2007年2月20日の省令第2章で対象とされている規定に従って、加重比率20%が適用される、地方政府又は地方自治体に対する債権やオフバランス取引項目とヨーロッパ連合加盟国の公共分野の機関。	第4条の2の2
100%	— 上記以外の全ての資産、債権、ファイナンスリース契約、金融的性質を有する不動産契約（居住用不動産、商業用不動産を担保とする信用供与は除く）	第4条の4の2

(b) オフバランス項目

オフバランス取引については、元金に対してリスクレベルに応じた換算係数（表

8 参照) を乗じ、さらに受信者のカテゴリーに応じた加重比率 (表 7 参照) を乗じて算出する (第 93-05 条例 第 4 条)。

表 8 オフバランス取引に関する換算係数

換算係数	取引項目	根拠条文
0%	2007 年 2 月 20 日の省令の付属文書 1 のレベル分けによると、低リスクのオフバランス取引項目と見なされている未実行の信用供与から生じるエクスポージャー。ただし、第 1 条で規定された最大比率の超過を引き起こさない範囲でのみ契約の実行をすることを、しかるべき方法で受信側と取り決めていなければならない。信用機関はすべての実行に先立ってこのことを確認しなければならない。	第 4 条の 1 の 1
20%	立法的又は規則にかなった基礎があり、相互保証会社を通して提携している顧客に届けられる保証。	第 4 条の 2 の 1
50%	対応する商品が保証の役割を果たす場合の認められた、もしくは確認された荷為替信用状とそれと同等のオペレーション。	第 4 条の 3
100%	上記以外のすべてのオフバランス取引項目	第 4 条の 4 の 1

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引 (トレーディング勘定における信用デリバティブも含まれる) に係るエクスポージャーは、カウンターパーティ・リスクに対する必要資本を算出する際のエクスポージャー額 (2007 年 2 月 20 日付省令の第 6 編にて詳細を規定) に、取引相手のカテゴリーに応じた加重比率 (表 7 ご参照) を乗じて算出する (第 93-05 条例 第 4 条の 5)。

(d) トレーディング勘定とバンキング勘定とでの算出方法の違い

トレーディング勘定では、ショートポジションとロングポジションを相殺し、買い持ちとなる場合のみエクスポージャーに含める。

② 自己資本の定義

大口信用供与規制上の自己資本は、Tier 1 と Tier 2 の合計である (第 93-05 条例 第 2 条)。

③ 信用リスク削減手法の勘案

(a) 金融資産担保

1) 勘案可能な金融資産担保

勘案可能な金融資産担保は、自己資本比率規制上の適格金融資産担保と同一である（第 93-05 条例 第 5 条の 1）。

2) 金融資産担保の勘案方法

信用機関は、自己資本比率規制において自機関が採用している信用リスク測定手法でのアプローチに応じて、大口信用供与規制上のエクスポージャーに対する金融資産担保の効果を勘案する。

a) 信用リスク測定の標準的手法において、金融資産担保の簡便手法を用いてリスクウェイト付きエクスポージャーの額を算出している信用機関：

担保となる金融資産の発行者のリスクウェイトが受信者よりも低い場合、当該担保の市場価格によって保証されているエクスポージャーの額を受信者のエクスポージャーから差し引き、発行者に対するエクスポージャーに置き換えることができる（第 93-05 条例 第 5 条の 1、第 7 条の 2）。

b) 金融資産担保の包括的手法を用いている信用機関：

信用リスク削減手法、ボラティリティ調整、および期日ミスマッチを考慮に入れて算出したエクスポージャーの完全調整値を、大口信用供与規制の対象となるエクスポージャーとして用いてもよい（第 93-05 条例 第 5 条の 2）。

c) 信用リスク測定の内部格付手法において、自行推計の LGD や与信相当掛目を用いる許可を得ている信用機関：

ACP との取り決めが得られれば、自行で推計した担保効果を勘案したエクスポージャーを、大口信用供与規制の対象となるエクスポージャーとして用いることができる。その際、信用機関は、LGD に係る他の側面とは別にデフォルト時の金融資産担保の効果について適当な方法で見積もっているということを ACP に証明できることが求められる（第 93-05 条例 第 5 条の 3）。

なお、上記 b) 金融資産担保の包括的手法を用いる信用機関、および c) 自行推計の LGD や与信相当掛目を用いる信用機関は、定期的に、信用リスクの集中と担保の実現可能な価値に関するストレステストを実施することが求められている。

(b) 不動産担保

1) 勘案可能な不動産担保

勘案できるのは以下の不動産を担保とする信用供与（これらをリース物件とするリース取引も含む）である（第 93-05 条例 第 6 条の 1、2）。

- ・ 住宅不動産（居住目的および賃貸目的）
- ・ EEA 域内国にある商業用不動産（事務所又はその他の施設で、完全に建設が終わり、適切な賃貸料が発生しているもの）で、所在国の金融監督当局によって、50%のリスクウェイトの適用が認められているもの。

2) 不動産担保の勘案方法

住宅不動産、商業用不動産とも、担保評価額の最大 50%をエクスポージャーから差し引くことができる（第 93-05 条例 第 6 条の 1、2）。

(c) 自行預金担保

担保の対象となる現金での預金は、金融資産担保と同じ扱いとなる（2007 年 2 月 20 日付省令第 164-1 条 a)、164-3 条 a)）。

(d) その他の担保

発行・承認済みの運送証券付き信用状取引において、出荷品が担保の役割を果たす場合、エクスポージャーの額の算出において 50%の換算係数が適用される（第 93-05 条例 第 4 条の 3）。

なお、下記(1)～(3)の担保について自己資本比率規制上は勘案可能（内部格付手法を採用している場合）であるが、大口信用供与規制におけるエクスポージャーの算出の際には、その効果を勘案することができない（第 93-05 条例 第 6 条の 3）。

- (1) 商業取引、又は原契約が 1 年以下で満期となる取引にリンクした債権
- (2) 経済的観点からみて、迅速かつ効果的に譲渡可能な現金市場が存在し、確立した公的な市場価格が存在し、担保価額がその市場価格から大きく乖離していないことを信用機関が明らかにすることのできる物的担保
- (3) リース契約におけるリース物件

(e) 債務保証

1) 勘案可能な債務保証

下記の保証提供者による、直接的かつ無条件の保証を受けている場合には、与信上限の適用対象となるエクスポージャーから控除することができる（第 93-05 条例 第 7 条の 1）。

＜適格とされる保証提供者（2007 年 2 月 20 日付省令 第 186 条）＞

- ・ 中央政府、中央銀行
- ・ 地方政府、地方自治体
- ・ 多国間開発銀行
- ・ 欧州共同体、国際通貨基金、国際決済銀行
- ・ 公的セクターの事業体
- ・ 信用機関
- ・ 所定の基準以上の格付を得ている事業者（信用機関のグループ会社を含む）

2) 債務保証の勘案方法

上記の保証提供者による保証を受けている場合、当該エクスポージャーを、与信先ではなく保証の提供者に対するエクスポージャーとして扱ってもよい。ただし、保証人のリスクウェイトが、与信先のリスクウェイトと同等、又はこれ以下である場合に限られる（第 93-05 条例 第 7 条の 2）。

(f) **信用デリバティブ**

債務保証と同じ扱いとなる。ただし、クレジットリンク債は含まれない（第 93-05 条例 第 7 条の 1）。

(4) 大口信用供与に係る監督の状況

① 大口信用供与に関する当局への報告義務

大口信用供与に係る報告の内容、頻度、条件については、ACP の通達によって定められる（第 93-05 条例 第 12 条）。

ACP の通達では四半期ごとに、与信総額が Tier 1+2 の 10%以上又は 3 億ユーロ超の受信者について、ACP に報告するよう求めている。また、内部格付手法に基づくアプローチを採用する信用機関は、加重比率 0%が適用される受信者を除き、少なくとも上位 20 件の受信者に対するエクスポージャーを申告しなければならない（ACP 通達第 2000-07 号 第 3、5 条）。

また、信用機関のグループ企業のうちいずれか 1 社が、自社の自己資本の 5%を超える与信を行っている受信者については、グループでの与信総額を ACP に報告する必要がある（第 93-05 条例 第 11 条）。

② 与信上限超過時の対応

(a) 当局が超過を認識する方法

信用機関は、与信上限を超過した場合、その旨をただちに ACP に通告することが必要である（第 93-05 条例 第 1 条の 1）。

ACP ではこの信用機関からの報告を受けることによって上限超過を認識しており、これを隠しているような信用機関の例はないとのことである。

(b) 上限を超えた金融機関に対する措置

ACP は、当該信用機関に調整期間を与えることによって、与信上限の一時的な超過を認めることができる（第 93-05 条例 第 1 条の 1）。

一時的な超過を認めるか否かについて、法令による条件等はなく、あくまでも ACP の裁量で決めている。信用機関からの報告を受けると ACP では実態を調査するが、その状況に応じてどれくらいの猶予期間を与えるかをケースバイケースで決めている。なお、このような状況になった場合、監督官は毎日でも信用機関と連絡をとりあっている。

ACP によると、実態としては、超過を許容できないようなケースは発生していないとのことである。仮に許容できないケースであった場合には、警告、罰金、最悪の場合は免許取消のような制裁措置の適用対象となる。

③ 規制の潜脱に対する対応

ACP によると、迂回融資などの規制潜脱の疑いがあればオンサイトによる検査を実施し、潜脱の事実が判明すれば是正させる。

ただし、最悪の場合は免許取消のような罰則が適用されることがあるため、違反になるようなことをする信用機関はほとんど記憶にないとのことである。

(5) 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の適用

EEA 内の他の加盟国で設立された金融機関のフランス国内支店は、フランスの大口信用供与等規制の適用対象にはならない（第 93-05 条例 第 15 条）これは、設立認可を付与した国の監督機関が当該国の規定に基づいて監督を実施するからである。

EEA 外の第三国で設立された金融機関の支店の場合、以下の条件を満たしていれば、大口信用供与規制に係る支店の監督は本国の監督機関が実施し、ACP は監督を行わない（第 93-05 条例 第 9 条）。

- ・ 本国の金融規制や監督が、当該金融機関の国外における信用供与を、フランスと同等の方法で考慮に入れて監督を行っていること。
- ・ 信用機関の本部が、在フランス支店の活動の監視を、自国の規制に従い、所轄の監督機関の管理の下で行っていること。
- ・ 信用機関の本部が、在フランス支店に、契約を保証するに十分な資金を融通すること。
- ・ 本国の監督機関が、信用機関の状況の適法性を確認し、上記の条件に関するすべての重要な変更について ACP に報告すると約束していること。

本国での監督がフランスと同等ではないとみなされる場合、当該外国金融機関によって在フランス支店に割り当てられたファンド（本支店勘定において、支店の負債として現れるものをベースとする）を「資本」とみなし、大口信用供与規制を適用する。この場合、支店の預金が本部に移されれば、本部に対するエクスポージャーであるとみなされる²⁶。

(6) 大口信用供与等規制についての考え方

① 企業によるグループ再編の支障となる懸念

ACP によると、大口信用供与規制がグループ再編の支障になったことはこれまでにないが、仮にそのような懸念があったとしても、不可抗力のイベントであるとして、一時的な超過を認めることで対応可能とのことである。

²⁶ 外国金融機関の在フランス支店への大口信用供与規制の適用に関しては、明文では規定されておらず、ACP の裁量によって運用されている。

また ACP では、支障があるとしても、これについては企業グループのほうで対応（他の銀行で借りるなど）を考えるべきことであるという認識を持っている。

② パーゼルⅢ導入後の大口信用供与等規制の方向性

EU レベルにおいて、自己資本を Tier 1 に近づけていく対応を検討している。

なお、EU の資本要求規則（Capital Requirement Regulation : CRR）では、自己資本の定義の妥当性について、2013 年末までに欧州委員会がレビューを実施する旨について規定される模様である。

③ 現在、改正を検討している事項

欧州委員会において、CRR の策定が進行中である。CRR は各国に対して強制力を持つ「規則（Regulation）」であるが、施行時期については承知していない。

（7）その他の信用集中規制について

与信集中リスク全般については、信用機関ごとに個別対応していると認識している。



◆本調査研究に関する照会先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部

経済・社会政策部 情報・金融グループ

主任研究員 田渕文美 (tabuchi@murc.jp)

電話 03-6733-1024 Fax 03-6733-1028